



福岡医発第 354 号
平成 26 年 5 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

本件は、特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会においてとりまとめられた報告書（「厚生労働省『特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会』中間取りまとめについて」（平成 26 年 2 月 7 日付け福岡医発第 2641 号（地））にて貴会宛に送付済。）等を踏まえて、医療法施行規則の一部を改正するとともに、地域医療支援病院等に関連する通知についても一部を改正するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 改正省令等の概要は以下の通りです。
- 2) 県内地域医療支援病院に対しましては、県行政からの通知があり次第、本会より直接通知いたしますことを申し添えます。

記

（1）特定機能病院の承認要件の見直しについて

- ① 特定の領域に関し高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院について、その特性に応じてその他の特定機能病院と異なる承認要件を設定する。
- ② 標榜科については、改正後の施行規則第 6 条の 4 第 1 項に規定する診療科の全ての標榜を基本的には要件とする。ただし、特定の領域に関し高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院については十以上の診療科の標榜で可とする。
- ③ 専門の医師の配置について、医師の半数以上が改正後の施行規則第 22 条の 2 第 3 項に規定する専門の医師であることを要件とする。
- ④ 紹介率及び逆紹介率について、紹介率の基準値を高め、また一定以上の逆紹介率も満

たすことを要件とする。(特定機能病院：紹介率 50%以上、逆紹介率 40%以上。特定の領域に関し高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院：紹介率 80%以上、逆紹介率 60%以上。)

⑤ その他必要な経過措置及び所要の改正を行う。

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態における医療を行う診療所の病床数の増加等に係る許可制の特例について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（「新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布について」（平成 24 年 5 月 25 日付け福島医発第 554 号（地））等にて貴会宛に案内済。）第 48 条第 6 項及び第 7 項の規定の趣旨を踏まえ、新型インフルエンザ緊急事態における医療の提供を行うことを目的とした診療所の病床数の増加等の変更は届出制とする。

(3) 精神科の外来患者に係る医師配置標準について

精神科デイ・ケア等の更なるニーズの増加に対応し、精神障害者の地域移行を更に進めるため、精神科の外来患者に係る医師配置標準について、医師 1 人当たりの外来患者数の標準を 80 人とするよう算定方法を改める。

(4) 地域医療支援病院の承認要件の見直しについて

- ・ 地域医療支援病院紹介率の計算式を（紹介患者の数／初診患者の数）×100 とする。
- ・ 地域医療支援病院紹介率に関しては、下記ア～ウのいずれかとする。
 - ア) 紹介率 80%以上
 - イ) 紹介率 65%以上かつ逆紹介率 40%以上
 - ウ) 紹介率 50%以上かつ逆紹介率 70%以上
- ・ 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数（以下「救急搬送患者」という。）に関して、（救急搬送患者／救急医療圏人口）×1000 が 2 以上であること又は救急搬送患者数が 1000 以上であることとする。（ただし、これらを満たさない場合であっても、都道府県知事は承認を行うことができる。）
- ・ 地域の医療従事者に対する研修に関して、年間 12 回以上の研修を当該病院以外の地域の医師・非医師を含む医療従事者を対象として行う。

また、地域医療支援病院の承認要件の見直しについては別紙 1、特定機能病院の承認要件の見直しについては別紙 2 の通り、関連通知の改正がなされております。これらの詳細につきましては新旧対照表をご確認ください。

平成 26 年 4 月 16 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会においてとりまとめられた報告書（「『特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会』中間取りまとめについて」（平成 26 年 1 月 28 日付（地 I 217））にて貴会宛に送付済。）等を踏まえて、医療法施行規則の一部を改正するとともに、地域医療支援病院等に関連する通知についても一部を改正することにつき、周知を依頼するものであります。改正省令等の概要としましては、以下の通りです。

（１）特定機能病院の承認要件の見直しについて

- ① 特定の領域に関し高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院について、その特性に応じてその他の特定機能病院と異なる承認要件を設定する。
- ② 標榜科については、改正後の施行規則第 6 条の 4 第 1 項に規定する診療科の全ての標榜を基本的には要件とする。ただし、特定の領域に関し高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院については十以上の診療科の標榜で可とする。
- ③ 専門の医師の配置について、医師の半数以上が改正後の施行規則第 22 条の 2 第 3 項に規定する専門の医師であることを要件とする。
- ④ 紹介率及び逆紹介率について、紹介率の基準値を高め、また一定以上の逆紹介率も満たすことを要件とする。（特定機能病院：紹介率 50% 以上、逆紹介率 40% 以上。特定の領域に関し高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院：紹介率 80% 以上、逆紹介率 60% 以上。）
- ⑤ その他必要な経過措置及び所要の改正を行う。

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態における医療を行う診療所の病床数の増加等に係る許可制の特例について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（「新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布について」（平成 24 年 5 月 25 日付日医発第 183 号（地Ⅲ31））等にて貴会宛に案内済。）第 48 条第 6 項及び第 7 項の規定の趣旨を踏まえ、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的とした診療所の病床数の増加等の変更は届出制とする。

(3) 精神科の外来患者に係る医師配置標準について

精神科デイ・ケア等の更なるニーズの増加に対応し、精神障害者の地域移行を更に進めるため、精神科の外来患者に係る医師配置標準について、医師 1 人当たりの外来患者数の標準を 80 人とするよう算定方法を改める。

(4) 地域医療支援病院の承認要件の見直しについて

- ・ 地域医療支援病院紹介率の計算式を（紹介患者の数/初診患者の数）×100 とする。
- ・ 地域医療支援病院紹介率に関して、ア）紹介率 80%以上、イ）紹介率 65%以上かつ逆紹介率 40%以上、ウ）紹介率 50%以上かつ逆紹介率 70%以上のいずれかとする。
- ・ 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数（以下救急搬送患者という。）に関して、（救急搬送患者/救急医療圏人口）×1000 が 2 以上であること又は救急搬送患者数が 1000 以上であることとする。（ただし、これらを満たさない場合であっても、都道府県知事は承認を行うことができる。）
- ・ 地域の医療従事者に対する研修に関して、年間 12 回以上の研修を当該病院以外の地域の医師・非医師を含む医療従事者を対象として行う。

また、特定機能病院の承認要件の見直しについて、別紙 2 の通り、関連通知の改正がなされております。これらの詳細につきましては新旧対照表をご確認ください。

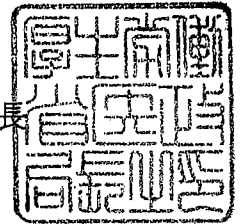
つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただき、貴会管下関係機関等への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。なお、特に地域医療支援病院につきましては、貴会が参画されております都道府県医療審議会において、承認要件が充足されない場合に係る審議等につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。



医政発0331第6号
平成26年3月31日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別
区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴団体会員等に対する
周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発0331第4号
平成26年3月31日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会においてとりまとめられた「特定機能病院及び地域医療支援病院の承認要件の見直しについて」（以下「報告書」という。）等を踏まえ、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第45号。以下「平成二十六年改正省令」という。）により、下記1の通り、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）の一部を改正することとしました。また、下記2の通り、関連の通知についても一部を改正することとしました。

平成二十六年改正省令については、本日公布され、同年4月1日から施行されることとなりますので、貴職におかれましては、制度の趣旨を御了知いただくとともに管下の医療機関や関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 平成二十六年改正省令の概要

(1) 特定機能病院の承認要件の見直しについて

① 特定の領域に関し高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院

がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院について、その特性に応じてその他の特定機能病院と異なる承認要件を設定する。（規則第6条の3第3項、第6条の4第4項及び第9条の20第2項関係）

② 標榜科の見直し

報告書に従い、特定機能病院については平成二十六年改正省令による改正後の規則第6条の4第1項に規定する診療科の全ての標榜を基本的には要件とする。ただし、特定の領域に関し高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院については十以上の診療科の標榜で可とするなど同条第2項から第4項までの標榜等でも可能とする。(規則第6条の4関係)

③ 専門の医師の配置

特定機能病院全体において、医師の半数以上が平成二十六年改正省令による改正後の規則第22条の2第3項に規定する専門の医師であることを要件とする。(規則第22条の2第3項関係)

④ 紹介率及び逆紹介率

一定以上の紹介率を満たすことに加え、一定以上の逆紹介率を満たすことを要件とする。紹介率についてはその基準値を高め、50%以上とする。ただし、特定の領域に関し高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院については特に高度な専門性が求められるから、紹介率は80%以上とする。逆紹介率についてはそれぞれの病院で40%以上、60%以上とする。(規則第9条の20関係)

⑤ 経過措置等

その他必要な経過措置及び所要の改正を行う。

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態における医療を行う診療所の病床数の増加等に係る許可制の特例について

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第38条第1項に規定する特定都道府県(以下「特定都道府県」という。)の区域内において診療所を開設した者が、同法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)における医療の提供を行うことを目的として、当該診療所に、病床を設けようとするとき、又は病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき(以下「病床数の増加等の変更」という。)については、迅速に行われることが必要である。

このため、同法第48条第6項及び第7項の規定により、病院の開設者又は診療所の開設者(医師又は歯科医師でない者が開設した診療所に限る。)が病床数の増加等の変更を行おうとする場合には、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行う期間に限り、医療法第7条第2項を適用せず、都道府県知事等の許可は不要とされている。

この趣旨を踏まえつつ、平成二十六年改正省令において、規則第1条の

14 を改正し、医療法第 7 条第 3 項の厚生労働省令で定める場合として、特定都道府県の区域内において診療所を開設した者が、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、診療所の病床数の増加等の変更を行おうとするときを定め、都道府県による許可ではなく、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 3 条の 3 又は第 4 条第 2 項の届出で足りることとする。（規則第 1 条の 14 関係）

(3) 精神科の外来患者に係る医師配置標準について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 47 号）の施行に伴い、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成 26 年厚生労働省告示 65 号）が平成 26 年 4 月 1 日から適用される。同指針は、入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向け目指すべき方向性を示すものであり、同指針第二の二において、精神障害者が、外来・デイケア等で適切な医療を受けながら地域で生活できるよう、病院及び診療所における外来医療の提供体制の整備・充実を推進する旨規定された。これを踏まえ、精神科デイケア等の更なるニーズの増加に対応し、精神障害者の地域移行を更に進めるため、精神科の外来患者に係る医師配置標準について、医師 1 人当たりの外来患者数の標準を 80 人とするよう算定方法を改めることとする。（規則第 19 条関係）

2 関連通知の改正

(1) 地域医療支援病院の承認要件の見直しについて

別紙 1 の通り、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 10 年 5 月 19 日付け健政発第 639 号）を改正する。なお、同通知の様式については別紙 1 に付す通り変更する。

(2) 特定機能病院の承認要件の見直しについて

1 (1)に関連して、別紙 2 の通り、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第 98 号）を改正する。なお、同通知の様式については別紙 2 に付す通り変更する。

医療法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

○医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一条の十四（略） 256（略） 7 法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。ただし、第七号に掲げる場合にあつては、同号に規定する医療の提供を行う期間（六月以内の期間に限る。）に係る場合に限る。 一5六（略） 七 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十八条第一項に規定する特定都道府県の区域内において診療所を開設した者が、同法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他第五項各号に掲げる事項を変更しようとするとき。 8・9（略） 10 第七項第七号に掲げる場合に該当し、診療所に病床を設けた者が、令第三条の三の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号（当該病床が一般病床のみの場合にあつては、同項第三号）に掲げる事項とする。 11 第七項第七号に掲げる場合に該当し、診療所の病床数、病床の種別の変更その他第五項各号に掲げる事項を変更した者が、令第四条第二	第一条の十四（略） 256（略） 7 法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一5六（略） （新設） 8・9（略） （新設） （新設）

項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号に掲げる事項とする。

第六条の三 法第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 九 (略)

十 第九条の二十第六号イに規定する紹介率の前年度の平均値

十一 第九条の二十第七号イに規定する逆紹介率の前年度の平均値

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 八 (略)

九 前項第十号の値が百分の五十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に紹介率を百分の五十まで高めるための具体的な年次計画

十 前項第十一号の値が百分の四十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に逆紹介率を百分の四十まで高めるための具体的な年次計画

十一 (略)

3 がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に關し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に関する前項の規定の適用については、同項第九号中「百分の五十」とあるのは「百分の八十」と、同項第十号中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」とする。

4・5 (略)

第六条の四 特定機能病院は、その診療科名中に内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科又は産科及び婦人科、眼科、耳

第六条の三 法第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 九 (略)

十 第九条の二十第六号イに規定する紹介率の前年度の平均値

(新設)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 八 (略)

九 前項第十号の値が百分の三十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に百分の十紹介率を高めるための具体的な年次計画

十 (略)

(新設)

3・4 (略)

第六条の四 特定機能病院は、その診療科名中に内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻い

鼻咽喉科、放射線科及び救急科（令第三条の二第一項第一号ハ又は二（2）の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）、「同号ハの規定による脳神経外科及び整形外科、齒科（同項第二号ロの規定により齒科と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。第四項において同じ。）並びに法第六条の六第一項の規定による診療科名（同項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた診療科名に限る。）を含むものとする。

2 内科又は外科において専門的な医療を提供する特定機能病院に関する前項の規定の適用については、同項中「内科、外科」とあるのは「内科（令第三条の二第一項第一号ハの規定により内科と呼吸器、消化器、循環器、腎臓、神経、血液、内分泌、代謝、感染症又はアレルギー疾患とを組み合わせた名称の全ての診療科及びリウマチ科を含む。）、外科（同号ハの規定により外科と呼吸器、消化器、乳腺、心臓、血管、内分泌又は小児とを組み合わせた名称の全ての診療科を含む。）」と、「診療科名と組み合わせた名称」とあるのは「診療科名と組み合わせた名称（当該内科又は外科と組み合わせた名称を除く。）」とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、その診療科名中に当該各号に定める診療科を含まないことができる。

- 一 前項の規定により読み替えて適用される内科と組み合わせた名称の診療科又はリウマチ科に係る医療を他の当該内科と組み合わせた名称の診療科又はリウマチ科その他の診療科で提供する場合 当該医療に係る当該内科と組み合わせた名称の診療科又はリウマチ科
- 二 前項の規定により読み替えて適用される外科と組み合わせた名称の診療科に係る医療を他の当該外科と組み合わせた名称の診療科その他の診療科で提供する場合 当該医療に係る当該外科と組み合わせた名称の診療科その他の診療科

んこう科及び放射線科（令第三条の二第一項第一号ハ又は二（2）の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）、「同号ハの規定による脳神経外科及び整形外科、齒科（同項第二号ロの規定により齒科と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）」並びに法第六条の六第一項の規定による診療科名（同項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた診療科名に限る。）のうち十以上の診療科名を含むものとする。

（新設）

（新設）

せた名称の診療科

4 | がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に關し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に關する第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「を含む」とあるのは、「のうち十以上の診療科名を含む」とする。

5 | 第一項の規定にかかわらず、歯科医師を有する特定機能病院又は他の病院若しくは診療所との密接な連携により歯科医療を提供する体制が整備されている特定機能病院については、その診療科名中に歯科を含まないことができる。

第九条の二の二 特定機能病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に關する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 | 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

七 十 (略)

2 4 (略)

第九条の二十 特定機能病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の三第一項各号に掲げる事項を行わなければならない。

一 五 (略)

六 次に掲げるところにより、紹介患者に対し、医療を提供すること。

イ | その管理する病院について、紹介患者の数と救急用自動車によつて搬入された患者の数を合計した数を初診の患者の数(休日又は夜間に受診した患者の数を除く。次号イにおいて同じ。)で除

(新設)

(新設)

第九条の二の二 特定機能病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に關する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 | 他の病院又は診療所から紹介された患者に対する医療提供の実績

七 十 (略)

2 4 (略)

第九条の二十 特定機能病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の三第一項各号に掲げる事項を行わなければならない。

一 五 (略)

六 次に掲げるところにより、紹介患者に対し、医療を提供すること。

イ | その管理する病院について、次の式により算定した数(以下「紹介率」という。)を維持し、当該維持された紹介率を高めるよう努めること。

して得た数（以下この号において「紹介率」という。）を維持し、当該維持された紹介率を高めるよう努めること。

ロ 紹介率が百分の五十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に紹介率を百分の五十まで高めるよう努めるものとし、そのための具体的な年次計画を作成し、厚生労働大臣に提出すること。
（削除）

七 次に掲げるところにより、他の病院又は診療所に対する患者紹介を行うこと。

イ その管理する病院について、他の病院又は診療所に紹介した患者の数を初診の患者の数で除して得た数（以下この号において「逆紹介率」という。）を維持し、当該維持された逆紹介率を高めるよう努めること。

ロ 逆紹介率が百分の四十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に逆紹介率を百分の四十まで高めるよう努めるものとし、そのための具体的な年次計画を作成し、厚生労働大臣に提出すること。

がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関

$A+B+C$

$B+D$

この式において、A、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

A 紹介患者の数

B 他の病院又は診療所に紹介した患者の数

C 救急用自動車によつて搬入された患者の数

D 初診の患者の数

ロ 紹介率が百分の三十を下回る病院にあつては、紹介率を百分の三十まで高めるよう努めるものとし、そのための具体的な年次計画を作成し、厚生労働大臣に提出すること。

ハ ロに規定する年次計画を作成するに当たつては、おおむね五年間に百分の十紹介率を高める内容のものとすること。

（新設）

（新設）

し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に関する前項の規定の適用については、同項第六号ロ中「百分の五十」とあるのは「百分の八十」と、同項第七号ロ中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」とする。

第九条の二十二 法第十六条の三第一項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、従業者数を明らかにする帳簿、高度の医療の提供の実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実績、閲覧実績、紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績、入院患者、外来患者及び調剤の数並びに次条第一項第一号及び第一条の十一第一項各号に掲げる体制の確保の状況を明らかにする帳簿とする。

第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師及び歯科医師の員数の標準は、次のとおりとする。

一 医師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（精神科、耳鼻咽喉科又は眼科については、五）をもつて除した数との和（以下この号において「特定数」という。）が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数

二 (略)

25 (略)

第九条の二十二 法第十六条の三第一項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、従業者数を明らかにする帳簿、高度の医療の提供の実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実績、閲覧実績、紹介患者に対する医療提供の実績、入院患者、外来患者及び調剤の数並びに次条第一項第一号及び第一条の十一第一項各号に掲げる体制の確保の状況を明らかにする帳簿とする。

第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師及び歯科医師の員数の標準は、次のとおりとする。

一 医師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（耳鼻いんこう科又は眼科については、五）をもつて除した数との和（以下この号において「特定数」という。）が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数

二 (略)

25 (略)

第二十二條の二 法第二十二條の二第一号の規定による特定機能病院に置くべき医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数は、次に定めるところによる。

一 医師 入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五をもつて除した数との和を八で除した数（第三項において「医師の配置基準数」という。）

二 六（略）

2（略）

3 第一項の特定機能病院に置くべき医師については、同項第一号の規定による医師の配置基準数の半数以上が、内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、救急科、脳神経外科、整形外科又は麻酔科の専門の医師でなければならない。

第二十二條の三 法第二十二條の二第二号から第四号までの規定による施設及び記録は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 病院の管理及び運営に関する諸記録は、過去二年間の従業者数を明らかにする帳簿、高度の医療の提供の実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実績、閲覧実績、紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績、入院患者、外来患者及び調剤の数並びに第九條の二十三第一項第一号並びに第一條の十一第一項に規定する体制の確保及び同條第二

第二十二條の二 法第二十二條の二第一号の規定による特定機能病院に置くべき医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数は、次に定めるところによる。

一 医師 入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五をもつて除した数との和を八で除した数

二 六（略）

2（略）

（新設）

第二十二條の三 法第二十二條の二第二号から第四号までの規定による施設及び記録は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 病院の管理及び運営に関する諸記録は、過去二年間の従業者数を明らかにする帳簿、高度の医療の提供の実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実績、閲覧実績、紹介患者に対する医療提供の実績、入院患者、外来患者及び調剤の数並びに第九條の二十三第一項第一号並びに第一條の十一第一項に規定する体制の確保及び同條第二項に規定する措置の状況を明らかにする帳

項に規定する措置の状況を明らかにする帳簿とする。

簿とする。

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(府令・省令)

- 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令
(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一) 七
- 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令
(内閣府・総務・文部科学一) 八
- 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一) 三
- 確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令
(内閣府・厚生労働六) 三
- 〔復興庁令〕
○東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令(復興庁一) 三
- 〔省 令〕
○地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(総務二八) 九

- 住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令
(同二九) 三
- 地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令(同三〇) 三
- 放送法施行規則の一部を改正する省令(同三一) 三
- 公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令(同三二) 三
- 外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令(外務一一) 三
- 財務省定員規則の一部を改正する省令(財務一九) 三
- 食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一) 三
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一) 三
- 私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令(文部科学一六) 三
- 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令
(同一七) 三
- 国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令(同一八) 三
- 特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令
(文部科学・経済産業二) 三
- 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働四一) 三

- 職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(同四二) 三
- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同四三) 三
- 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令(同四四) 三
- 医療法施行規則の一部を改正する省令(同四五) 三
- 健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令
(同四六) 三
- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同四七) 三
- 薬剤師法施行規則の一部を改正する省令(同四八) 三
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(同四九) 三
- 石綿障害予防規則の一部を改正する省令(同五〇) 三
- 調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令(同五一) 三
- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令
(農林水産二二) 三
- 農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令(同二四) 三
- 農林水産省定員規則の一部を改正する省令(同二五) 三
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(同二六) 三

- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二七) 三
- 農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(同二八) 三
- エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令の一部を改正する省令
(経済産業一四) 三
- 原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部を改正する省令(同一五) 三
- 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同一六) 三
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一七) 三
- 容器保安規則等の一部を改正する省令(同一八) 三
- 電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令
(同一九) 三
- 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令
(経済産業・環境一) 三
- 船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令(国土交通三七) 三
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令(同三八) 三
- 道路法施行規則の一部を改正する省令(同三九) 三

(以下次のページへ続く)

附則に次の一条を加える。

(契約締結時の書面の交付に関する特例)

第三条 第五十一条第三項第三号に掲げる費用の変更(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)第二条の規定による消費税法(昭和六十二年法律第八号)第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号)第一条の規定による地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更)を行つた組合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十一条第一項第三十五号イ	加える場合	加える場合又は同号又は掲げる事項のうち第三項第三号に掲げる費用に変更を加える場合
第五十一条第一項第三十九号	第三十五号	附則第三条の規定により読み替えて適用する第三十五号

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五十一条、第九十二条及び附則第三条の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則(次項において「新協法施行規則」という。)第五十一条の規定は、この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料について適用し、施行日前の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

3 新協法施行規則第八十一条、第八十二条、第八十四条、第七十七条及び第九十九条の規定は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十五号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条の二第一項、第七條第三項、第十二條の三、第十六条の三第一項、第二十一条第一項及び第二十二條の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条の十四第七項に次のただし書を加える。

ただし、第七号に掲げる場合にあつては、同号に規定する医療の提供を行う期間(六月以内の期間に限る。)に係る場合に限る。

第一条の十四第七項に次の一号を加える。

七 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十八條第一項に規定する特定都道府県の区域内において診療所を開設した者が、同法第三十二條第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他第五項各号に掲げる事項を変更しようとするとき。

第一条の十四に次の二項を加える。

10 第七項第七号に掲げる場合に該当し、診療所に病床を設けた者が、令第三条の三の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号(当該病床が一般病床のみの場合にあっては、同項第三号)に掲げる事項とする。

11 第七項第七号に掲げる場合に該当し、診療所の病床数、病床の種別の変更その他第五項各号に掲げる事項を変更した者が、令第四条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号に掲げる事項とする。

第六條の三第一項に次の一号を加える。

十一 第九條の二十第七号イに規定する逆紹介率の前年度の平均値

第六條の三第二項第九号中「百分の三十」を「百分の五十」に、「百分の十紹介率」を「紹介率を百分の五十まで」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次の一号を加える。

十 前項第十一号の値が百分の四十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に逆紹介率を百分の四十まで高めるための具体的な年次計画

第六條の三第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次の一項を加える。

3 がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に關し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に關する前項の規定の適用については、同項第九号中「百分の五十」とあるのは「百分の八十」と、同項第十号中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」とする。

第六條の四「産科、婦人科」を「又は産科及び婦人科」に、「耳鼻いんこう科及び放射線科」を「耳鼻咽喉科、放射線科及び救急科」に、「除く」並びに「を」を除く。第四項において同じ。並びに「に改め」のうち十以上の診療科目を「を」に削り、同条に次の四項を加える。

2 内科又は外科において専門的な医療を提供する特定機能病院に關する前項の規定の適用については、同項中「内科、外科」とあるのは「内科(令第三条の二第一項第一号ハの規定により内科と呼吸器、消化器、循環器、腎臓、神経、血液、内分泌、代謝、感染症又はアレルギー疾患とを組み合わせた名称の全ての診療科目及びリウマチ科を含む。)、外科(同号ハの規定により外科と呼吸器、消化器、乳癌、心臓、血管、内分泌又は小児とを組み合わせた名称の全ての診療科目を含む。)」と、「診療科目と組み合わせた名称」とあるのは「診療科目と組み合わせた名称(当該内科又は外科と組み合わせた名称を除く。)」とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、その診療科目名中に当該各号に定める診療科目を含まないことができる。

一 前項の規定により読み替えて適用される内科と組み合わせた名称の診療科目又はリウマチ科に係る医療を他の当該内科と組み合わせた名称の診療科目又はリウマチ科その他の診療科目で提供する場合

二 前項の規定により読み替えて適用される外科と組み合わせた名称の診療科目に係る医療を他の当該外科と組み合わせた名称の診療科目その他の診療科目で提供する場合

4 がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に關し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に關する第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「を含む」とあるのは、「のうち十以上の診療科目を含む」とする。

5 第一項の規定にかかわらず、歯科医師を有する特定機能病院又は他の病院若しくは診療所との密接な連携により歯科医療を提供する体制が整備されている特定機能病院については、その診療科目名中に歯科を含まないことができる。

第九條の二の二第一項第六号を次のように改める。

六 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

第九條の二の二第六号イを次のように改める。

イ その管理する病院について、紹介患者の数と救急用自動車によつて搬入された患者の数を合計した数を初診の患者の数(休日又は夜間に受診した患者の数を除く。次号イにおいて同じ。))で除した得た数(以下この号において「紹介率」という。)を維持し、当該維持された紹介率を高めるよう努めること。

第九条の二十第六号口中「百分の三十」を「百分の五十」に改め、「あつては」の下に「おおむね五年間」を加え、同条に次の一号を加える。

七 次に掲げるところにより、他の病院又は診療所に対する患者紹介を行うこと。

イ その管理する病院について、他の病院又は診療所に紹介した患者の数を初診の患者の数で除して得た数（以下この号において「逆紹介率」という。）を維持し、当該維持された逆紹介率を高めるよう努めること。

ロ 逆紹介率が百分の四十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に逆紹介率を百分の四十まで高めるよう努めるものとし、そのための具体的な年次計画を作成し、厚生労働大臣に提出すること。

第九条の二十に次の一項を加える。

2 がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に関する前項の規定の適用については、同項第六号口中「百分の五十」とあるのは「百分の八十」と、同項第七号口中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」とする。

第九条の二十二中「医療提供」の下に「及び他の病院又は診療所に対する患者紹介」を加える。

第十九条第一項第一号中「耳鼻いんこう科」を「精神科、耳鼻咽喉科」に改める。

第二十二條の二第一項第二号中「で除した数」の下に「（第三項において「医師の配置基準数」という。）を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の特定機能病院に置くべき医師については、同項第一号の規定による医師の配置基準数の半数以上が、内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、救急科、脳神経外科、整形外科又は麻酔科の専門の医師でなければならない。

第二十二條の三第三号中「医療提供」の下に「及び他の病院又は診療所に対する患者紹介」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院であつてその診療科名中にこの省令による改正後の医療法施行規則（以下「新規則」という。）第六条の四の規定に基づく診療科名を含まないものについては、当該診療科名の診療を開始するための計画を記載した書類を提出した場合に限り、平成三十一年四月一日までの間（当該計画に基づき当該診療科名を全て含むこととなつた場合には、当該必要な診療科名を全て含むこととなつたときまでの間）は、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に医療法第四条の二第二項の規定による承認を受けている特定機能病院であつて新規則第二十二條の二第一項第一号に規定する医師の配置基準数（以下この項において「基準数」という。）の半数以上が同条第三項の専門の医師でないものについては、当該専門の医師を基準数の半数以上置いたための計画を記載した書類を提出した場合に限り、平成三十一年四月一日までの間（当該計画に基づき当該専門の医師を基準数の半数以上置いたこととなつた場合には、当該専門の医師を基準数の半数以上置いたときまでの間）は、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百九条第六項、第四百五条第八項及び第二百七条並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五十五條の規定に基づき、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第十二号（表面）、様式第十六号（内）及び様式第十七号（中）「（昭和二十六年三月三十一日現在）」を「（平成二十六年三月三十一日現在）」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第四号（表面）中「（昭和二十六年三月三十一日現在）」を「（平成二十六年三月三十一日現在）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

○厚生労働省令第四十七号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第三項及び附則第十条の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号中「六万三千八百四十円」を「六万四千四百円」に改め、同項第二号中「四万八千十円」を「四万八千二百円」に改め、同条第二項中「二万三千三百七十円」を「二万三千四百二十円」に改める。

第十五條第一号中「百三十四万四千円」を「百三十四万七千円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十六年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五條第二項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

2 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「促進法規則」という。）第十三條第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成二十六年七月までの間は、この省令による改正後の促進法規則第七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十八号

薬劑師法（昭和三十五年法律第四十六号）第二十二條の規定に基づき、薬劑師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成 10 年 5 月 19 日健政発第 639 号(抄))

【新旧対照表】

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第二 地域医療支援病院に関する事項 1・2 (略) 3 承認に当たっての留意事項 (略) (1) 紹介患者に対する医療提供(医療法第四条第一項第一号関係) ① 医療法第四条第一項第一号に規定する「他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、(中略)体制が整備されていること」とは、いわゆる紹介外来制を原則としていることを意味するものであり、具体的には、次のいずれかの場合に該当することを求める趣旨であること。 ア) 次の式により算定した数(以下「地域医療支援病院紹介率」という。)が<u>八〇%以上</u>であること 地域医療支援病院紹介率 $= \frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$ イ) 地域医療支援病院紹介率が<u>六五%以上</u>であり、かつ、次の式により算定した数(以下「地域医療支援病院逆紹介率」という。)が<u>四〇%以上</u>であること 地域医療支援病院逆紹介率 $= \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$ ウ) 地域医療支援病院紹介率が<u>五〇%以上</u>であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が<u>七〇%以上</u>であること 前記の地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率の算定式において、「紹介患者の数」、「救急患者の数」、「初診患者の数」、「逆紹介患者の数」とはそれぞれ次の値の申請を行う年度の前年度の数を用いる	第二 地域医療支援病院に関する事項 1・2 (略) 3 承認に当たっての留意事項 (略) (1) 紹介患者に対する医療提供(新法第四条第一項第一号関係) ① 新法第四条第一項第一号に規定する「他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、(中略)体制が整備されていること」とは、いわゆる紹介外来制を原則としていることを意味するものであり、具体的には、次のいずれかの場合に該当することを求める趣旨であること。 ア) 次の式により算定した数(以下「地域医療支援病院紹介率」という。)が<u>八〇%を上回っていること</u> 地域医療支援病院紹介率 $= \frac{\text{紹介患者の数} + \text{救急患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$ イ) 地域医療支援病院紹介率が<u>六〇%を上回り</u>、かつ、次の式により算定した数(以下「地域医療支援病院逆紹介率」という。)が<u>三〇%を上回る</u>こと 地域医療支援病院逆紹介率 $= \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$ ウ) 地域医療支援病院紹介率が<u>四〇%を上回り</u>、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が<u>六〇%を上回る</u>こと 前記の地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率の算定式において、「紹介患者の数」、「救急患者の数」、「初診患者の数」、「逆紹介患者の数」とはそれぞれ次の値の申請を行う年度の前年度の数を用いる

ものであること。

「紹介患者の数」：（略）

「初診患者の数」：患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数（地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬入された患者、当該地域医療支援病院が医療法第三十条の四に基づいて作成された医療計画において位置付けられた救急医療事業を行う場合にあっては、当該救急医療事業において休日又は夜間に受診した患者及び自他覚的症状がなく健康診断を目的とする当該病院の受診により疾患が発見された患者について、特に治療の必要性を認めて治療を開始した患者を除く。）

「逆紹介患者の数」：（略）

- ② ①において、「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日、一月二日及び三日並びに十二月二十九日、三十日及び三十一日をいい、「夜間」とは、午後六時から翌日の午前八時まで（土曜日の場合は、正午以降）をいうものであること。

（削除）

ものであること。

「紹介患者の数」：（略）

「救急患者の数」：緊急的に入院し治療を必要とした救急患者の数（初診の患者に限る。以下同じ。）

「初診患者の数」：初診患者の総数（当該地域医療支援病院が新法第三十条の三に基づいて作成された医療計画において位置付けられた救急医療事業を行う場合にあっては、当該救急医療事業において休日又は夜間に受診した救急患者の数（初診の患者に限る。また、緊急的に入院し治療を必要とした救急患者の数を除く。）を除く。）

「逆紹介患者の数」：（略）

（新設）

- ② 前記①において「初診患者」とは、診療報酬点数表において初診時基本診療料若しくは紹介患者初診時基本診療料又は初診料若しくは

③ ①において「逆紹介患者」とは、診療に基づき他の機関での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った患者（開設者と直接関係のある他の機関に紹介した患者を除く。）をいうものであること。

④ ①において、紹介状には、紹介患者の氏名、年齢、性別、傷病名又は紹介目的、紹介元医療機関名、紹介元医師名、その他紹介を行う医師において必要と認める事項を記載しなければならないものであること。

⑤ ①のア)に関して、地域医療支援病院紹介率が六五%以上であるが①のイ)の要件に該当しない場合であっても、承認後二年間で当該紹介率が八〇%を達成することが見込まれる病院については、都道府県知事が地域の実状に応じて、具体的な年次計画の提出を求めた上で、承認して差し支えないこと。

なお、この場合において、承認後、二年間の年次計画が達成されない場合は、地域医療支援病院の承認の取消しを行うこととなるが、合理的な努力を行ったものと認められる場合には、都道府県知事は都道府県医療審議会の意見を聴いて、一年に限り計画期間の延長を認めて差し支えないものであること。ただし、承認後三年を経過してなお年次計画が達成されない場合においては、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、その承認の取扱いを決定されたいこと。

⑥ (略)

(2) (略)

(3) 救急医療の提供(医療法第四条第一項第二号関係)

医療法第四条第一項第二号に規定する「救急医療を提供する能力を有すること」とは、
ア) ～ウ) (略)
エ) 次のいずれかの場合に該当すること。

は紹介患者初診料を算定することができる患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者をいうものであること。

③ 前記①において「逆紹介患者」とは、診療報酬点数表において診療情報提供料を算定した患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者をいうものであること。また、地域連携診療計画管理料を算定した患者であって、診療情報提供料(I)算定の要件を満たすものについても、「逆紹介患者」として取り扱って差し支えないこと。

④ 前記①において、紹介状には、紹介患者の氏名、年齢、性別、傷病名又は紹介目的、紹介元医療機関名、紹介元医師名、その他紹介を行う医師において必要と認める事項を記載しなければならないものであること。

⑤ 前記①のア)に関して、地域医療支援病院紹介率が六〇%以上であるが①のイ)の要件に該当しない場合であっても、承認後二年間で当該紹介率が八〇%を達成することが見込まれる病院については、都道府県知事が地域の実状に応じて、具体的な年次計画の提出を求めた上で、承認して差し支えないこと。

なお、この場合において、承認後、二年間の年次計画が達成されない場合は、地域医療支援病院の承認の取消しを行うこととなるが、合理的な努力を行ったものと認められる場合には、都道府県知事は都道府県医療審議会の意見を聴いて、一年に限り計画期間の延長を認めて差し支えないものであること。ただし、承認後三年を経過してなお年次計画が達成されない場合においては、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、その承認の取扱いを決定されたいこと。

⑥ (略)

(2) (略)

(3) 救急医療の提供(新法第四条第一項第二号関係)

新法第四条第一項第二号に規定する「救急医療を提供する能力を有すること」とは、
ア) ～ウ) (略)
(新設)

$$\frac{1) \quad \text{地方公共団体又は医療機関に} \\ \text{所属する救急自動車により搬} \\ \text{送された患者の数 (申請を行} \\ \text{う年度の前年度の数)} \\ \text{二} \quad \text{救急医療圏人口} \quad \times 1000$$

が二以上であること

- 2) 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数 (申請を行う年度の前年度の数) が一〇〇〇以上であること

ただし、二十四時間体制で救急医療の体制を整え、医療法第三十条の四に基づいて作成された医療計画において位置づけられた救急医療事業を行っている場合については、上記に該当していない場合であっても、都道府県知事が、次に該当すると認めた場合には、同法第四条第一項の要件を満たすものとして、他の要件を満たす場合に限り、地域医療支援病院の承認を行うことができる。

- i) 当該病院が所在する二次医療圏について定められた医療計画を踏まえ、救急医療体制の確保の観点から、当該病院に対して承認を与えることが適当と認めた場合
- ii) 小児科等の単科の病院であって、当該診療科に関して地域における医療の確保の観点から、当該病院に対して承認を与えることが適当と認めた場合

- (4) 地域の医療従事者に対する研修の実施 (医療法第四条第一項第三号関係)

医療法第四条第一項第三号に規定する「地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること」とは、

ア) ～エ) (略)

オ) 年間十二回以上 (申請を行う年度の前年度の数) の研修を主催していること。

をいうものであること。なお、研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれること。

- (4) 地域の医療従事者に対する研修の実施 (新法第四条第一項第三号関係)

新法第四条第一項第三号に規定する「地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること」とは、

ア) ～エ) (略)

(新設)

をいうものであること。

また、医師だけではなく、他の医療従事者を対象としたものが含まれていること。

(5)・(6) (略)

4 業務報告書

地域医療支援病院の開設者は、新省令第九条の二第一項各号に掲げる事項を記載した業務報告書を毎年一〇月五日までに都道府県知事に提出しなければならないものであること。ただし、平成二十六年度中の業務報告における紹介率及び逆紹介率の実績については、平成二十六年四月以降の任意の数か月間（最低一か月間）の平均値を用いても差し支えないものであること。また、当該実績が当該紹介率又は逆紹介率を満たしていない場合には、平成二十五年度の年間実績における平成二十六年四月における改正前の地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率についても報告すること。さらに、その際の様式例は別添のとおりであるので参考とされたいこと。

都道府県における業務報告書の公表に当たっては、必要に応じて、記載されている個人情報削除するなど適切な対応を講じること。

5 管理者の業務遂行方法

(1) (略)

(2) 救急医療の提供(新省令第九条の十六第二号関係)

① 新省令(第九条の十六第一号イに規定する「重傷の救急患者に対し医療を提供する体制」とは、

ア)・イ) (略)

ウ) 3の(3)のエ)の要件を満たしていること。

②・③ (略)

(3) 地域の医療従事者に対する研修の実施(新省令第九条の十六第三号関係)

① 新省令第九条の十六第三号に規定する「生涯教育その他の研修を適切に行わせること」とは、

ア)～エ) (略)

オ) 年間十二回以上(申請を行う年度の前年度の数)の研修を主催していることをいうものであること。なお、研修には、当

(5)・(6) (略)

4 業務報告書

地域医療支援病院の開設者は、新省令第九条の二第一項各号に掲げる事項を記載した業務報告書を毎年十月五日までに都道府県知事に提出しなければならないものであること。また、その際の様式例は別添のとおりであるので参考とされたいこと。

5 管理者の業務遂行方法

(1) (略)

(2) 救急医療の提供(新省令第九条の十六第二号関係)

① 新省令(第九条の十六第一号イに規定する「重傷の救急患者に対し医療を提供する体制」とは、

ア)・イ) (略)

(新設)

②・③ (略)

(3) 地域の医療従事者に対する研修の実施(新省令第九条の十六第三号関係)

① 新省令第九条の十六第三号に規定する「生涯教育その他の研修を適切に行わせること」とは、

ア)～エ) (略)

(新設)

をいうものであること。

該病院以外の地域の医療従事者が含まれること。また、医師だけではなく、他の医療従事者を対象としたものが含まれていること。

②・③ (略)

(4)・(5) (略)

(6) 紹介患者に対する医療提供(新省令第九条の十六第六号関係)

① 新省令第九条の十六第六号イに規定する「その管理する病院における医療の提供は、原則として紹介患者に対するものであること」とは、いわゆる紹介外来制を原則としていることを意味するものであり、具体的には、3の(1)①ア)からウ)までのいずれかに該当することを求める趣旨であること。

② 3の(1)⑤により地域医療支援病院紹介率が八〇%を下回っていて承認を受けた病院については、承認後二年間で地域医療支援病院紹介率八〇%を達成するための改善計画の実施状況を併せて提出すべきものであること。

③ (略)

(7)・(8) (略)

(9) その他

前記の業務を行うに当たっては、次に掲げる取組を行うことが望ましいこと。

① 病院内に専用の室、担当者を設け、これらの業務が総合的に行われ、地域の他の診療所等との連携が円滑に行われる体制が確保されていること。

② 良質な医療を提供するための取組をより一層高めていくために、病院の機能について広域を対象とした第三者による評価を受けていること。

③ 逆紹介を円滑に行うため、退院調整部門を設置すること。

④ 地域連携を促進するため、地域連携クリティカルパスを策定するとともに、地域の医療機関に普及させること。

②・③ (略)

(4)・(5) (略)

(6) 紹介患者に対する医療提供(新省令第九条の十六第六号関係)

① 新省令第九条の十六第六号イに規定する「その管理する病院における医療の提供は、原則として紹介患者に対するものであること」とは、いわゆる紹介外来制を原則としていることを意味するものであり、具体的には、地域医療支援病院紹介率が八〇%を上回っていることを求める趣旨であること。

② 前記第二の3(一)④により地域医療支援病院紹介率が八〇%を下回っていて承認を受けた病院については、承認後二年間で地域医療支援病院紹介率八〇%を達成するための改善計画の実施状況を併せて提出すべきものであること。

③ (略)

(7)・(8) (略)

(9) その他

前記の業務を行うに当たっては、病院内に専用の室、担当者を設け、これらの業務が総合的に行われ、地域の他の診療所等との連携が円滑に行われる体制が確保されていることが望ましいこと。

- ⑤ 住民や患者が医療機関を適切に選択できる
よう、当該病院の果たしている役割を地域住
民に対して、適切に情報発信すること。

6 (略)

7 その他

都道府県は、医療法第二十九条第三項各号のい
れかに該当する場合においては、地域医療支援病院
の承認を取り消すことができるとされているため、
以下の取扱いについて、遺漏なきを期されたい。

(1) 平成二十六年四月一日付けで見直しが行わ
れた承認要件の充足状況について、業務報告書
の確認を行い、承認要件を満たしていない場合
には、二年程度の間に承認要件を充足するため
の年次計画の策定を求めるとともに、当該計画
期間経過後も承認要件が充足されない場合は、
都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、その
承認の取扱いを決定されたいこと。

(2) 地域医療支援病院の承認要件の充足状況に
ついて、業務報告書により、確認を行うことと
ともに、必要に応じて、当該病院からの意見聴取
や現地調査を実施すること。

6 (略)

(新設)

(様式例第1)

平成 年 月 日
番号

都道府県知事 殿

住 所
申請者
氏 名
印

〇〇病院の地域医療支援病院の名称の承認について

標記について、医療法第4条第1項の規定に基づき、次のとおり承認方申請します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒
氏名	

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

--

3 所在の場所

〒	電話 () -
---	----------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	床	床	床	床	床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 床
化学検査室	(主な設備)
細菌検査室	(主な設備)
病理検査室	(主な設備)
病理解剖室	(主な設備)
研究室	(主な設備)
講義室	室数 室 収容定員 人
図書室	室数 室 蔵所数 冊程度
救急用又は患者 搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 m ² [共用室の場合] ○○室と共用

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第2) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されている
ことを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介率	%	算定 期間	年 月 日～ 年 月 日
地域医療支援病院 逆紹介率	%		
算出 根拠	A : 紹介患者の数		人
	B : 初診患者の数		人
	C : 逆紹介患者の数		人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第3) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏 名	勤務の態様		勤務時間	備考
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床		床
専用病床		床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	

4 備考

--

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
 既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	人 (人)
上記以外の救急患者の数	人 (人)
合計	人 (人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	台
---------------	---

(様式例第4) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

--

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

--

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 有・無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏 名:

職 種:

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	床
--------------	---

(様式例第5) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

--

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	回
(2) (1) の合計研修者数	人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

ア 研修プログラムの有無 有・無

イ 研修委員会設置の有無 有・無

ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施 設 名	床 面 積	設 備 概 要
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)

(様式例第6) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	
管理担当者氏名	

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約			
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績		
	救急医療の提供の実績		
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績		
	閲覧実績		
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿		

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第7) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	
閲覧担当者氏名	
閲覧の求めに応じる場所	
閲覧の手続の概要	

前年度の総閲覧件数		件
閲覧者別	医師	件
	歯科医師	件
	地方公共団体	件
	その他	件

(様式例第8) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	回	
委員会における議論の概要		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第 9) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他（ ）
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	
患者相談件数	件
患者相談の概要	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 10)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・ 評価を行った機関名、評価を受けた時期	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・ 情報発信の方法、内容等の概要	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有・無
・ 退院調整部門の概要	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・ 策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 ・ 地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み	

(様式例第11)

平成 年 月 日 番号

都道府県知事 殿

住 所
申請者
氏 名 印

〇〇病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、平成 年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒
氏名	

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

--

3 所在の場所

〒	電話 () -
---	----------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	床	床	床	床	床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 床
化学検査室	(主な設備)
細菌検査室	(主な設備)
病理検査室	(主な設備)
病理解剖室	(主な設備)
研究室	(主な設備)
講義室	室数 室 収容定員 人
図書室	室数 室 蔵所数 冊程度
救急用又は患者 搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 m ² [共用室の場合] ○○室と共用

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されている
ことを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介率	%	算定 期間	年 月 日～ 年 月 日
地域医療支援病院 逆紹介率	%		
算出 根拠	A : 紹介患者の数		人
	B : 初診患者の数		人
	C : 逆紹介患者の数		人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏 名	勤務の態様		勤務時間	備考
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床		床
専用病床		床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	

4 備考

--

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
 既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	(人)
上記以外の救急患者の数	(人)
合計	(人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	台
---------------	---

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

--

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

--

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 有・無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏 名:

職 種:

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	床
--------------	---

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

--

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	回
(2) (1) の合計研修者数	人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

ア 研修プログラムの有無 有・無

イ 研修委員会設置の有無 有・無

ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施 設 名	床 面 積	設 備 概 要
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	
管理担当者氏名	

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約			
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績		
	救急医療の提供の実績		
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績		
	閲覧実績		
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿		

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	
閲覧担当者氏名	
閲覧の求めに応じる場所	
閲覧の手続の概要	

前年度の総閲覧件数		件
閲覧者別	医師	件
	歯科医師	件
	地方公共団体	件
	その他	件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	回	
委員会における議論の概要		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他（ ）
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	
患者相談件数	件
患者相談の概要	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門の概要	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み	

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 5 年 2 月 15 日健政発第 98 号）（抄）

【新旧対照表】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第一 特定機能病院に関する事項 1 趣旨 特定機能病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価並びに高度の医療に関する研修を実施する能力を備え、かかる病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものについて特定機能病院の名称を承認するものであること。 <u>なお、がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院については、その他の特定機能病院と異なる承認要件を設定すること。</u> 2 承認手続等 (1) 特定機能病院の承認を受けようとする者は、改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「新省令」という。）第六条の三第一項の規定により、同項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出するものであること。その際の承認申請書及び添付書類の標準様式は様式第 1 ～第 8 のとおりであること。 (2) (略) (3) <u>医療法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第四十五号。以下「平成二十六年改正省令」という。）による改正後の医療法施行規則第六条の三第一項第十号に規定する「紹介率の前年度の平均値」及び同項第十一号に規定する「逆紹介率の前年度の平均値」とは、それぞれ平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二十第一項第六号イ及び第七号イに規定するそれぞれの要素について、申請を行う年度の前年度の総数をあてはめて算出する値を意味するものであること。</u> (4) ～ (6) (略) (7) <u>平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第六条の四第二項において読み替えられた同条第一項に規定する「アレルギー疾患と内科とを組み合わせた名称」は、「アレルギー一疾患内科」又は「アレルギー科」とすること。</u>	第一 特定機能病院に関する事項 1 趣旨 特定機能病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価並びに高度の医療に関する研修を実施する能力を備え、かかる病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものについて特定機能病院の名称を承認するものであること。 2 承認手続 (1) 特定機能病院の承認を受けようとする者は、改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「新省令」という。）第六条の三第一項の規定により、同項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出するものであること。その際の承認申請書及び添付書類の標準様式は様式第 1 ～第 7 のとおりであること。 (2) (略) (3) <u>新省令第六条の三第一項第十号に規定する「紹介率の前年度の平均値」とは、新省令第九条の二十第六号イに規定する算定式のそれぞれの要素について、申請を行う年度の前年度の総数をあてはめて算出する値を意味するものであること。ただし、平成五年度中の申請にあっては、申請前半年以内の任意の数か月間（最低一か月間）の平均値を用いても差し支えないものであること。また、平成六年度中の申請にあっては、平成五年十月以降の六か月間の平均値を用いても差し支えないものであること。</u> (4) ～ (6) (略) (新設)

(8) 平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第六条の四第二項において読み替えられた同条第一項に規定する「心臓と外科とを組み合わせた名称」、「血管と外科とを組み合わせた名称」は、これらを併せて「心臓血管外科」とすることができること。この場合において、「心臓血管外科」を標榜していれば「心臓と外科とを組み合わせた名称」及び「血管と外科とを組み合わせた名称」を標榜しているといえること。

(9) 平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第六条の四第五項の規定により標榜する診療科として歯科を含まない特定機能病院については、将来的にはより充実した歯科医療体制を整備することが望まれること。

3 承認後の変更手続き

(1) 特定機能病院の開設者は、改正政令による改正後の医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下「新政令」という。）第四条の三の規定により、新省令第三条の二に規定する事項に変更があった場合には、一〇以内にその旨を厚生労働大臣に届け出なければならないものであること。その際の届出の様式は様式第九のとおりであること。

(2) (略)

4 業務報告書

(1) 特定機能病院の開設者は、新省令第九条の二の二第一項各号に掲げる事項を記載した業務報告書を毎年十月五日までに地方厚生（支）局長に提出しなければならないものであること。その際の標準様式は第2から第7まで及び第10のとおりであること。

(2) ・ (3) (略)

(4) 新省令第九条の二の二第一項各号に掲げる事項のうち、第六号に掲げる事項及び第五号に掲げる事項のうち閲覧の実績については、業務報告書を提出する年度の前年度の年間実績を報告するものであること。ただし、平成二十六年度中の業務報告における紹介率（平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二十第一項第六号イに規定する紹介率をいう。）及び逆紹介率（同項第七号イに規定する

(新設)

3 承認後の変更手続き

(1) 特定機能病院の開設者は、改正政令による改正後の医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下「新政令」という。）第四条の三の規定により、新省令第三条の二に規定する事項に変更があった場合には、一〇以内にその旨を厚生労働大臣に届け出なければならないものであること。その際の届出の様式は様式第八のとおりであること。

(2) (略)

4 業務報告書

(1) 特定機能病院の開設者は、新省令第九条の二の二第一項各号に掲げる事項を記載した業務報告書を毎年十月五日までに地方厚生（支）局長に提出しなければならないものであること。その際の標準様式は第9～第13のとおりであること。

(2) ・ (3) (略)

(4) 新省令第九条の二の二第一項各号に掲げる事項のうち、第一号、第二号、第三号及び第六号に掲げる事項並びに第五号に掲げる事項のうち閲覧の実績については、業務報告書を提出する年度の前年度の年間実績を報告するものであること。

逆紹介率をいう。)の実績については、平成二十六年四月以降の任意の数か月間(最低一か月間)の平均値を用いても差し支えないものであること。また、当該実績が当該紹介率又は逆紹介率を満たしていない場合には、平成二十五年度の年間実績における平成二十六年改正省令による改正前の紹介率についても報告すること。

(5)・(6) (略)

(7) 新省令第九条の二の二第一項各号に掲げる事項のうち、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項並びに第五号に掲げる事項のうち閲覧の実績については、特定機能病院の承認後初めて行う業務報告書の提出に当たっては、各年度の四月一日から一〇月五日までの間に承認を受けた病院の場合は報告を省略する取り扱いとし、各年度の一〇月六日から三月三十一日までの間に承認を受けた病院の場合は報告書を提出する年度の前年度の承認後の期間の実績を報告する取り扱いとするものであること。また、各年度の四月一日から一〇月五日までの間に承認を受けた病院が承認後二度目に行う業務報告書の提出に当たっては、前記の事項については、報告書を提出する年度の前年度の承認後の期間の実績を報告する取り扱いとするものであること。

(8) (略)

(9) この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院であってその診療科名中に平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第六条の四の規定に基づく診療科名を含まないものについては、当該診療科名の診療を開始するための計画を記載した書類を提出した場合に限り、平成三十一年四月一日までの間(当該計画に基づき当該診療科名を全て含むこととなった場合には、当該必要な診療科名を全て含むこととなったときまでの間)は、なお従前の例による。その際の作成様式は、様式第8のとおりであること。

(10) この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院であって平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第二十二條の二第一項第一

(5)・(6) (略)

(7) 新省令第九条の二の二第一項各号に掲げる事項のうち、第一号、第二号、第三号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項並びに第五号に掲げる事項のうち閲覧の実績については、特定機能病院の承認後初めて行う業務報告書の提出に当たっては、各年度の四月一日から一〇月五日までの間に承認を受けた病院の場合は報告を省略する取り扱いとし、各年度の一〇月六日から三月三十一日までの間に承認を受けた病院の場合は報告書を提出する年度の前年度の承認後の期間の実績を報告する取り扱いとするものであること。また、各年度の四月一日から一〇月五日までの間に承認を受けた病院が承認後二度目に行う業務報告書の提出に当たっては、前記の事項については、報告書を提出する年度の前年度の承認後の期間の実績を報告する取り扱いとするものであること。

(8) (略)

(新設)

(新設)

号に規定する医師の配置基準数（以下この項において「基準数」という。）の半数以上が同条第三項の専門の医師でないものについては、当該専門の医師を基準数の半数以上置くための計画を記載した書類を提出した場合に限り、平成三十一年四月一日までの間（当該計画に基づき当該専門の医師を基準数の半数以上置くこととなった場合には、当該専門の医師を基準数の半数以上置いたときまでの間）は、なお従前の例による。その際の作成様式は、様式第8のとおりであること。

5 管理者の業務遂行方法

(1) ～ (3) (略)

(4) 医療法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第百二号。以下「平成十六年改正省令」という。）による改正後の医療法施行規則第九条の二十第二号イに規定する「特定機能病院以外の病院以外では通常提供することが難しい診療に係る技術の研究及び開発を行うこと」とは、当該特定機能病院に所属する医師等の行う研究が、国若しくは地方公共団体又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定に基づき設立された法人若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に基づき設立され、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第四条の認定を受けた法人から補助金の交付又は委託を受けたものであること並びに当該特定機能病院に所属する医師等が発表した英語による論文の数が年間七十件以上であること及び次に掲げる基準を満たすことを意味するものであること。この通知の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院であって、当該特定機能病院に所属する医師等が発表した英語による論文の数が年間七十件以上でないものについては、当該英語による論文の数が七十件以上となるまでの計

5 管理者の業務遂行方法

(1) ～ (3) (略)

(4) 医療法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第百二号。以下「平成十六年改正省令」という。）による改正後の医療法施行規則第九条の二十第二号イに規定する「特定機能病院以外の病院以外では通常提供することが難しい診療に係る技術の研究及び開発を行うこと」とは、当該特定機能病院に所属する医師等の行う研究が、国若しくは地方公共団体又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定に基づき設立された法人若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に基づき設立され、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第四条の認定を受けた法人から補助金の交付又は委託を受けたものであること及び当該特定機能病院に所属する医師等が発表した論文の数が年間百件以上であることを意味するものであること。

画を記載した書類を提出した場合に限り、平成三十一年四月一日までの間（当該計画に基づき当該英語による論文の数が七十件以上となった場合には、当該英語による論文の数が七十件以上となったときまでの間）は、なお従前の例による（その際の作成様式は、様式第8のとおりであること）。なお、「英語による論文」とは、筆頭著者の所属先が当該特定機能病院である論文であり、査読のある学術雑誌に掲載されたものに限るものであること。ただし、実態上、当該特定機能病院を附属している大学の講座等と当該特定機能病院の診療科が同一の組織として活動を行っている場合においては、筆頭著者の所属先が大学の当該講座等であっても、論文の数の算定対象に含めるものであること（筆頭著者が当該特定機能病院に所属している場合に限る）。

ア 臨床研究の実施又は継続の適否その他臨床研究に関し必要な事項について、被験者の人間の尊厳、人権の尊重その他の倫理的観点及び科学的観点から調査審議するための倫理審査委員会が設置されていること。

イ 利益相反（Conflict of Interest：以下「COI」という。）の管理に関する規定の策定、COI委員会の設置など、COIの管理について適切な措置を講じていること。

ウ 院内の医療従事者に対して臨床研究の倫理に関する講習その他必要な教育を受けることを確保するために必要な措置を講じていること。

(5) (略)

(6) 平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二十第一項第三号に規定する「高度の医療に関する臨床研修（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の二第一項の規定によるものを除く。）を適切に行わせること」とは、医師法及び歯科医師法の規定による臨床研修を修了した医師及び歯科医師に対する専門的な研修を実施することを意味するものであり、次に掲げる基準を満たすこと。また、医師、歯科医師以外の

(5) (略)

(6) 平成十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二十第三号に規定する「高度の医療に関する臨床研修（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の二第一項の規定によるものを除く。）を適切に行わせること」とは、医師法及び歯科医師法の規定による臨床研修を修了した医師及び歯科医師に対する専門的な研修を実施することを意味するものであり、当該専門的な研修を受ける医師及び歯科医師の数が、年間平均三十人

医療従事者についても、研修プログラム等を作成して、高度な医療等に関する研修を行うことが望まれること。特に、高度な医療の提供に当たっては、業務が適切に管理されていることが求められるため、医師及び歯科医師を含めた全ての医療従事者に対して業務の管理に関する研修を行うことが望まれること。

① 当該専門的な研修を受ける医師及び歯科医師の数が、年間平均三十人以上であること。

② 平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第六条の四第一項に規定する診療科ごとに、研修プログラムを管理し、研修を統括する者（以下「研修統括者」という。）を置くこと。

③ 研修統括者は、担当する診療領域における臨床経験を十年以上有していること。

(7) (略)

(8) 平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二十第一項第四号に規定する「診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者」は、専任の者を配置することが望ましいこと。

(9) 諸記録の管理方法は、病院の実情に照らし適切なものであれば、必ずしも病院全体で集中管理する方法でなくとも差し支えないものであること。ただし、診療録を病院外に持ち出す際に係る指針の策定等の適切な管理を行うこと。また、分類方法についても、病院の実情に照らし、適切なものであれば差し支えないものであること。

(10) ・ (11) (略)

(12) 平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二十第一項第六号イに規定する「紹介患者の数」、「救急用自動車によつて搬入された患者の数」及び「初診の患者の数」の値は、それぞれ、次のものを指すものであること。

紹介患者の数：初診の患者のうち、他の病院又は診療所から紹介状により紹介されたものの数（次の①及び②の場合を含む。）

① 紹介元である他の病院又は

以上であること。

(7) (略)

(8) 新省令第九条の二十第四号に規定する「診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者」は、業務が適切に実施されていれば、必ずしも専任の者でなくとも差し支えないものであること。

(9) 諸記録の管理方法は、病院の実情に照らし適切なものであれば、必ずしも病院全体で集中管理する方法でなくとも差し支えないものであること。また、分類方法についても、病院の実情に照らし、適切なものであれば差し支えないものであること。

(10) ・ (11) (略)

(12) 新省令第九条の二十第六号イに規定する紹介率にいうA、B、C及びDの値は、次のものを指すものであること。

A：初診患者のうち、他の病院又は診療所から紹介状により紹介されたものの数（次の①及び②の場合を含む。）

① 紹介元である他の病院又は診療所の医

診療所の医師からの電話情報により、特定機能病院の医師が紹介状に転記する場合

- ② 他の病院、診療所等における検診の結果、精密検診を必要とされた患者の精密検診のための受診で、紹介状又は検査票等に、紹介目的、検査結果等についての記載がなされている場合（①と同様、電話情報を特定機能病院の医師が転記する場合を含む。）

救急用自動車によつて搬入された患者の数：

地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬入された初診の患者の数（搬入された時間は問わない。）

初診の患者の数：患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があつた患者の数（休日又は夜間に受診した患者及び自他覚的症状がなく健康診断を目的とする当該病院の受診により疾患が発見された患者について特に治療の必要性を認めて治療を開始した患者を除く。）

(13) 平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二十第一項第七号イに規定

師からの電話情報により、特定機能病院の医師が紹介状に転記する場合

- ② 他の病院、診療所等における検診の結果、精密検診を必要とされた患者の精密検診のための受診で、紹介状又は検査票等に、紹介目的、検査結果等についての記載がなされている場合（①と同様、電話情報を特定機能病院の医師が転記する場合を含む。）

B：特定機能病院の医師が、紹介状により他の病院又は診療所に紹介した患者の数（次の①及び②の場合を含む。）

① 当該特定機能病院での診療を終えた患者を、電話情報により他の病院又は診療所に紹介し、紹介した特定機能病院の医師において、紹介目的等を診療録等に記載する場合

② 他の病院又は診療所から紹介され、当該特定機能病院での診療を終えた患者を紹介元である他の病院又は診療所に返書により紹介する場合（①と同様、電話情報による場合を含む。）

C：地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬入された初診患者の数

D：初診患者の総数

(新設)

する「他の病院又は診療所に紹介した患者の数」及び「初診の患者の数」の値は、それぞれ、特定機能病院の医師が、紹介状により他の病院又は診療所に紹介した患者の数（次に掲げる場合を含む。）及び患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数（休日又は夜間に受診した患者及び自他覚的症状がなく健康診断を目的とする当該病院の受診により疾患が発見された患者について特に治療の必要性を認めて治療を開始した患者を除く。）を指すものであること。

ア 当該特定機能病院での診療を終えた患者を、電話情報により他の病院又は診療所に紹介し、紹介した特定機能病院の医師において、紹介目的等を診療録等に記載する場合

イ 他の病院又は診療所から紹介され、当該特定機能病院での診療を終えた患者を紹介元である他の病院又は診療所に返書により紹介する場合（アと同様に電話情報による場合を含む。）

（削除）

(14) (12) 及び (13) において、「休日」とは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日、一月二日及び三日並びに十二月二十九日、三十日及び三十一日をいい、「夜間」とは、午後六時から翌日の午前八時まで（土曜日の場合は、正午以降）をいうものであること。

(15) (12) 及び (13) において、紹介状には、紹介患者の氏名、年齢、性別、傷病名又は紹介目的、紹介元医療機関名、紹介元医師名、その他紹介を行う医師において必要と認める事項を記載しなければならないものであること。なお、紹介状の様式としては、診療報酬点数表において診療情報提供料を算定する場合の所定の文書として定められている様式を用いることが望ましいものであること。

(13) 前記 (12) において「初診患者」とは、診療報酬点数表において初診時基本診療料若しくは紹介患者初診時基本診療料又は初診料若しくは紹介患者初診料を算定することができる患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者をいうものであること。

（新設）

(14) 前記 (12) において、紹介状には、紹介患者の氏名、年齢、性別、傷病名又は紹介目的、紹介元医療機関名、紹介元医師名、その他紹介を行う医師において必要と認める事項を記載しなければならないものであること。なお、紹介状の様式としては、診療報酬点数表において診療情報提供料を算定する場合の所定の文書として定められている様式（様式第 14）を用いることが望ましいものであること。

(16) 平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二十第一項第六号ロに規定する紹介率に係る年次計画については、計画期間経過後になお紹介率が五〇％に達していない場合は、五〇％に達するまで、引き続き年次計画を作成し、前の年次計画の計画期間終了後速やかに厚生労働大臣に提出しなければならないものであること。その際の作成様式は、様式第8のとおりであること。

(17) 承認当初において紹介率が五〇％以上であった病院が、その後に紹介率が五〇％に満たなくなった場合にあっては、(16)に準じ、五〇％に満たなくなった年度の次年度からの年次計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものであること。

(18) (略)

(19) 仮に、紹介率に係る五年間の年次計画書が達成されない場合であっても、紹介率を向上させるために合理的な努力を行ったものと認められる場合には直ちに特定機能病院の承認の取り消しを行うことは想定されないものであり、その際の具体的な取り扱いについては、社会保障審議会の意見を聴いて定めるものであること。

(20) 平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二十第一項第七号ロに規定する逆紹介率に係る年次計画については、計画期間経過後になお逆紹介率が四〇％に達していない場合は、四〇％に達するまで、引き続き年次計画を作成し、前の年次計画の計画期間終了後速やかに厚生労働大臣に提出しなければならないものであること。その際の作成様式は、様式第8のとおりであること。

(21) 承認当初において逆紹介率が四〇％以上であった病院が、その後に逆紹介率が四〇％に満たなくなった場合にあっては、(20)に準じ、四〇％に満たなくなった年度の次年度からの年次計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものであること。

(22) 逆紹介率に係る年次計画書は、正本一通、

(15) 新省令第九条の二十第六号ロに規定する紹介率に係る年次計画については、計画期間経過後になお紹介率が三〇％に達していない場合は、三〇％に達するまで、引き続きおおむね五年間に一〇％引き上げる年次計画を作成し、前の年次計画の計画期間終了後速やかに厚生労働大臣に提出しなければならないものであること。その際の作成様式は、様式第7のとおりであること。

(16) 承認当初において紹介率が三〇％以上であった病院が、その後に紹介率が三〇％に満たなくなった場合にあっては、前記 (15)に準じ、三〇％に満たなくなった年度の次年度からの年次計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものであること。

(17) (略)

(18) 仮に、紹介率に係る五年間の年次計画書が達成されない場合であっても、紹介率を向上させるために合理的な努力を行ったものと認められる場合には直ちに特定機能病院の承認の取り消しを行うことは想定されないものであり、その場合には、引き続き、三年間を計画期間とする年次計画を作成して厚生労働大臣に提出しなければならないものであること。その際の具体的な取り扱いについては、社会保障審議会の意見を聴いて定めるものであること。

(新設)

(新設)

(新設)

副本一通を厚生労働省医政局総務課に送付するものであること。

- (23) 仮に、逆紹介率に係る五年間の年次計画書が達成されない場合であっても、逆紹介率を向上させるために合理的な努力を行ったものと認められる場合には直ちに特定機能病院の承認の取り消しを行うことは想定されないものであり、その際の具体的な取り扱いについては、社会保障審議会の意見を聴いて定めるものであること。

(24) (略)

(削除)

- (25) 特定機能病院については、「高度の医療の提供」、「高度の医療技術の開発及び評価」及び「高度の医療に関する研修」の三つの機能について専門性の高い対応を行う観点から、次に掲げる取組を行うことが望ましいものであること。

ア 良質な医療を提供するための取組をより一層高めていくために、病院の機能について広域を対象とした第三者による評価を受けていること。

イ 住民及び患者が医療機関を適切に選択できるよう、その果たしている役割を地域住民に対して、適切に情報発信すること。

ウ 複数の診療科が連携して対応に当たる体制を有すること。

6 人員配置

(1) ～ (9) (略)

- (10) 平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第二十二條の二第三項に規定する専門の医師については、「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」（平成十九年六月十八日付け医政総発〇六一八〇〇一号医政局総務課長通知）の別紙において広告することが可能とされている「整形外科専門医」、「皮膚科専門医」、「麻酔科専門医」、「放射線科専門医」、「眼科専門医」、「産婦人科専門医」、「耳鼻咽喉科専門医」、「泌尿器科専門医」、

(新設)

(19) (略)

- (20) 特定機能病院においては、その有する能力に鑑み、救急患者に対して必要な医療を提供する体制が確保されていることが望ましいものであること。

(新設)

6 人員配置

(1) ～ (9) (略)

(新設)

「総合内科専門医」、「外科専門医」、「救急科専門医」、「小児科専門医」、「脳神経外科専門医」又は「精神科専門医」を指すものであること。

7 (略)

8 特定の領域に関し高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院

がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院の承認等に際しては、2から7までのほか、次に掲げるとおりとすること。なお、次に掲げる事項に関連する2から7までの一部の事項については適用しないこととすること。

(1) 標榜する診療科については、平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第六条の四第四項の規定によるものとすること。

(2) 平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二十第一項第一号イに規定する「特定機能病院以外の病院では通常提供することが難しい診療」は、5の(1)に記載されている事項に加え、特に先駆的な診療(他の医療機関ではあまり実施されておらず、既存の治療方法では十分な治療を行うことが困難な患者について高い治療効果が期待される治療等)を行っているものとすること。この通知の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院であつて、特に先駆的な診療を行っていないものについては、特に先駆的な医療の実施に係る計画を記載した書類を提出した場合に限り、平成二十九年四月一日までの間(当該計画に基づき、特に先駆的な医療を実施した場合には、特に先駆的な診療を実施するまでの間)は、なお従前の例による。

(3) 平成二十六年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二十第一項第三号に規定する「高度の医療に関する臨床研修(医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の二第一項及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十六条の二第一項の規定によるものを除く。)を適切に行わせること」は、5の(6)に記載されている事項に加え、日本全国の医療機関に勤務する医療従事者を対象とした専門的

7 (略)

(新設)

な人材育成を行うものとする。

(4) 平成二十六年改正省令による改正後の医療
法施行規則第九条の二十第一項第六号イに規定
する紹介率及び同項第七号イに規定する逆紹介
率については、同条第二項の規定により、それ
ぞれ、八〇%以上、六〇%以上とすること。

(5) 平成二十六年改正省令による改正後の医療
法施行規則第六条の四第一項に規定する診療科
のうち、標榜を行っている診療科ごとに、研修
統括者を配置すること。

(6) その有する能力に鑑み、救急患者に対して
必要な医療を提供する体制が確保されているこ
とが望ましいものであること。

9 (略)

8 (略)

(様式第 1)

厚生労働大臣

殿

番
平成 年 月 日

開設者名 (印)

〇〇病院の特定機能病院の名称の承認について

標記について、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり承認方申請します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住 所	〒
氏 名	

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名 称

--

3 所在の場所

〒	電話() -
---	---------

4 診療科名

4-1 標榜する診療科名の区分

1 医療法施行規則第六条の四第一項の規定に基づき、十六診療科名すべてを標榜
2 医療法施行規則第六条の四第四項の規定に基づき、がん、循環器疾患等の疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院として、十以上の診療科名を標榜

(注) 上記のいずれかを選択し、番号に○印を付けること。

4-2 標榜している診療科名

(1) 内科

内科						有 ・ 無
内科と組み合わせた診療科名等						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
診療実績						

(注) 1 「内科」欄及び「内科と組み合わせた診療科名等」欄については、標榜している診療科名について記入すること。

(注) 2 「リウマチ科」及び「アレルギー科」についても、「内科と組み合わせた診療科等」欄に記入すること。

(注) 3 「診療実績」欄については、医療法施行規則第六条の四第三項の規定により、他の診療科で医療を提供している場合に記入すること。

(2) 外科

外科						有 ・ 無
外科と組み合わせた診療科名						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
診療実績						

(注) 1 「外科」欄及び「外科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名について記入すること。

(注) 2 「診療実績」欄については、医療法施行規則第六条の四第三項の規定により、他の診療科で医療を提供している場合に記入すること。

(3) その他の標榜していることが求められる診療科名

1精神科	2小児科	3整形外科	4脳神経外科	5皮膚科	6泌尿器科	7産婦人科
8産科	9婦人科	10眼科	11耳鼻咽喉科	12放射線科	13放射線診断科	
14放射線治療科	15麻酔科	16救急科				

(注) 標榜している診療科名の番号に○印を付けること。

(4) 歯科

歯科						有 ・ 無
歯科と組み合わせた診療科名						
1	2	3	4	5	6	7
歯科の診療体制						

(注) 1 「歯科」欄及び「歯科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名について記入すること。

(注) 2 「歯科の診療体制」欄については、医療法施行規則第六条の四第五項の規定により、標榜している診療科名として「歯科」を含まない病院については記入すること。

(5) (1) ～ (4) 以外でその他に標榜している診療科名

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21

(注) 標榜している診療科名について記入すること。

5 病床数

精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	合 計
床	床	床	床	床	床

6 医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、管理栄養士その他の従業者の員数

(平成 年 月 日現在)

職 種	常 勤	非常勤	合 計	職 種	員 数	職 種	員 数
医 師	人	人	人	看 護 補 助 者	人	診療エックス線技師	人
歯 科 医 師	人	人	人	理 学 療 法 士	人	臨床検査技師	人
薬 剤 師	人	人	人	作 業 療 法 士	人	衛生検査技師	人
保 健 師	人	人	人	視 能 訓 練 士	人	そ の 他	人
助 産 師	人	人	人	義 肢 装 具 士	人	あん摩マッサージ指圧師	人
看 護 師	人	人	人	臨 床 工 学 技 師	人	医療社会事業従事者	人
准 看 護 師	人	人	人	栄 養 士	人	その他の技術員	人
歯科衛生士	人	人	人	歯 科 技 工 士	人	事 務 職 員	人
管理栄養士	人	人	人	診療放射線技師	人	その他の職員	人

- (注) 1 申請前半年以内のある月の初めの日における員数を記入すること。
 2 栄養士の員数には、管理栄養士の員数は含めないで記入すること。
 3 「合計」欄には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下2位を切り捨て、小数点以下1位まで算出して記入すること。それ以外の欄には、それぞれの員数の単純合計員数を記入すること。

7 専門の医師数

(平成 年 月 日現在)

専門医名	人 数	専門医名	人 数
総合内科専門医	人	眼 科 専 門 医	人
外 科 専 門 医	人	耳鼻咽喉科専門医	人
精 神 科 専 門 医	人	放 射 線 科 専 門 医	人
小 児 科 専 門 医	人	脳神経外科専門医	人
皮 膚 科 専 門 医	人	整 形 外 科 専 門 医	人
泌尿器科専門医	人	麻 酔 科 専 門 医	人
産婦人科専門医	人	救 急 科 専 門 医	人
		合 計	人

- (注) 人数には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下1位を切り捨て、整数で算出して記入すること。

8 前年度の平均の入院患者、外来患者及び調剤の数

歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の前年度の平均の入院患者及び外来患者の数

	歯 科 等 以 外	歯 科 等	合 計
1日当たり平均入院患者数	人	人	人
1日当たり平均外来患者数	人	人	人
1日当たり平均調剤数		剤	
必要医師数			人
必要歯科医師数			人
必要薬剤師数			人
必要(准)看護師数			人

- (注) 1 「歯科等」欄には、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を受診した患者数を、「歯科等以外」欄にはそれ以外の診療料を受診した患者数を記入すること。
 2 入院患者数は、年間の各科別の入院患者延数(毎日の24時現在の在院患者数の合計)を暦日で除した数を記入すること。
 3 外来患者数は、年間の各科別の外来患者延数をそれぞれ病院の年間の実外来診療日数で除し

た数を記入すること。

4 調剤数は、年間の入院及び外来別の調剤延数をそれぞれ暦日及び実外来診療日数で除した数を記入すること。

5 必要医師数、必要歯科医師数、必要薬剤師数及び必要（准）看護師数については、医療法施行規則第二十二條の二の算定式に基づき算出すること。

9 施設の構造設備

施設名	床面積	主要構造	設備概要			
集中治療室	m ²		病床数	床	心電計	有・無
			人工呼吸装置	有・無	心細動除去装置	有・無
			その他の救急生装置	有・無	ペースメーカー	有・無
無菌病室等	[固定式の場合] 床面積 m ² [移動式の場合] 台数 台		病床数 床			
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床積 m ² [共用室の場合] 共用する室名					
化学検査室	m ²		(主な設備)			
細菌検査室	m ²		(主な設備)			
病理検査室	m ²		(主な設備)			
病理解剖室	m ²		(主な設備)			
研究室	m ²		(主な設備)			
講義室	m ²		室数 室	収容定員 人		
図書室	m ²		室数 室	蔵書数 冊程度		

(注) 1 主要構造には、鉄筋コンクリート、簡易耐火、木造等の別を記入すること。

2 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器を記入すること。

10 紹介率及び逆紹介率の前年度の平均値

算定期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日	
紹介率		逆紹介率	
A: 紹介患者の数			人
B: 他の病院又は診療所に紹介した患者の数			人
C: 救急用自動車によって搬入された患者の数			人
D: 初診の患者の数			人

(注) 1 「紹介率」欄は、A、Cの和をDで除した数に100を乗じて小数点以下第1位まで記入すること。

2 「逆紹介率」欄は、BをDで除した数に100を乗じて小数点以下第1位まで記入すること。

3 A、B、C、Dは、それぞれの前年度の延数を記入すること。

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

1 承認を受けている先進医療の種類(注1)及び取扱患者数

先進医療の種類	取扱患者数
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人

(注) 1 「先進医療の種類」欄には、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)第二各号に掲げる先進医療について記入すること。

(注) 2 「取扱患者数」欄には、前年度の年間実患者数を記入すること。

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

2 承認を受けている先進医療の種類(注1)及び取扱患者数

先 進 医 療 の 種 類	取扱患者数
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人

(注) 1 「先進医療の種類」欄には、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)第三各号に掲げる先進医療について記入すること。

(注) 2 「取扱患者数」欄には、前年度の年間実患者数を記入すること。

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

3 その他の高度の医療

医療技術名		取扱患者数	人
当該医療技術の概要			
医療技術名		取扱患者数	人
当該医療技術の概要			
医療技術名		取扱患者数	人
当該医療技術の概要			
医療技術名		取扱患者数	人
当該医療技術の概要			
医療技術名		取扱患者数	人
当該医療技術の概要			
医療技術名		取扱患者数	人
当該医療技術の概要			
医療技術名		取扱患者数	人
当該医療技術の概要			
医療技術名		取扱患者数	人
当該医療技術の概要			

(注) 1 当該医療機関において高度の医療と判断するものが他にあれば、前年度の実績を記入すること。

(注) 2 医療法施行規則第六条の四第四項の規定に基づき、がん、循環器疾患等の疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院として十以上の診療科名を標榜する病院については、他の医療機関での実施状況を含め、当該医療技術が極めて先駆的であることについて記入すること(当該医療が先進医療の場合についても記入すること)。

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

4 特定疾患治療研究事業対象疾患についての診療

疾 患 名	取扱患者数	疾 患 名	取扱患者数
・ベーチェット病	人	・膿疱性乾癬	人
・多発性硬化症	人	・広範脊柱管狭窄症	人
・重症筋無力症	人	・原発性胆汁性肝硬変	人
・全身性エリテマトーデス	人	・重症急性膵炎	人
・スモン	人	・特発性大腿骨頭壊死症	人
・再生不良性貧血	人	・混合性結合組織病	人
・サルコイドーシス	人	・原発性免疫不全症候群	人
・筋萎縮性側索硬化症	人	・特発性間質性肺炎	人
・強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	人	・網膜色素変性症	人
・特発性血小板減少性紫斑病	人	・プリオン病	人
・結節性動脈周囲炎	人	・肺動脈性肺高血圧症	人
・潰瘍性大腸炎	人	・神経線維腫症	人
・大動脈炎症候群	人	・亜急性硬化性全脳炎	人
・ビュルガー病	人	・バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	人
・天疱瘡	人	・慢性血栓塞栓性肺高血圧症	人
・脊髄小脳変性症	人	・ライソゾーム病	人
・クローン病	人	・副腎白質ジストロフィー	人
・難治性の肝炎のうち劇症肝炎	人	・家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	人
・悪性関節リウマチ	人	・脊髄性筋委縮症	人
・パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、 大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)	人	・球脊髄性筋委縮症	人
・アミロイドーシス	人	・慢性炎症性脱髄性多発神経炎	人
・後縦靱帯骨化症	人	・肥大型心筋症	人
・ハンチントン病	人	・拘束型心筋症	人
・モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	人	・ミトコンドリア病	人
・ウェゲナー肉芽腫症	人	・リンパ脈管筋腫症(LAM)	人
・特発性拡張型(うっ血型)心筋症	人	・重症多形滲出性紅斑(急性期)	人
・多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋 小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)	人	・黄色靱帯骨化症	人
・表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	人	・間脳下垂体機能障害 (PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、AD H分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング 病、先端巨大症、下垂体機能低下症)	人

(注)「取扱患者数」欄には、前年度の年間実患者数を記入すること。

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

5 届出が受理されている診療報酬制度における施設基準等(基本診療科)

[illegible]

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

6 届出が受理されている診療報酬制度における施設基準等(特掲診療科)

[illegible]

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

7 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に先進医療から採り入れられた医療技術

[illegible]

(注) 1 特定機能病院の名称の承認申請の場合には、必ずしも記入しなくともよいこと。

(注)2 「施設基準等の種類」欄には、特定機能病院の名称の承認申請又は業務報告を行う3年前の4月以降に、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)に先進医療(当該病院において提供していたものに限る。)から採り入れられた医療技術について記入すること。

8 病理・臨床検査部門の概要

臨床検査及び病理診断を実施する部門の状況	1. 臨床検査部門と病理診断部門は別々である。 2. 臨床検査部門と病理診断部門は同一部門にまとめられている。
臨床部門が病理診断部門或いは臨床検査部門と開催した症例検討会の開催頻度	
部 検 の 状 況	部検症例数 例 / 部 %

(様式第3)

高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有することを証する書類

1 研究費補助等の実績

[illegible]

十

(注) 1 国、地方公共団体又は公益法人から補助金の交付又は委託を受け、当該医療機関に所属する医師等が申請の前年度に行った研究のうち、高度の医療技術の開発及び評価に資するものと判断される主なものを記入すること。

2 「研究者氏名」欄は、1つの研究について研究者が複数いる場合には、主たる研究者の氏名を記入すること。

3 「補助元又は委託元」欄は、補助の場合は「補」に、委託の場合は「委」に、○印をつけた上で、補助元又は委託元を記入すること。

(様式第3)

高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有することを証する書類

2 論文発表等の実績

(1)高度の医療技術の開発及び評価を行うことの評価対象となる論文

番号	発表者氏名	発表者の所属	題名	雑誌名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
～				
70				
～				

計

- (注) 1 当該特定機能病院に所属する医師等が申請の前年度に発表した英語論文のうち、高度の医療技術の開発および評価に資するものと判断されるものを七十件以上記入すること。七十件以上発表を行っている場合には、七十件のみを記載するのではなく、合理的な範囲で可能な限り記載すること。
- 2 報告の対象とするのは、筆頭著者の所属先が当該特定機能病院である論文であり、査読のある学術雑誌に掲載されたものに限るものであること。ただし、実態上、当該特定機能病院を附属している大学の講座等と当該特定機能病院の診療科が同一の組織として活動を行っている場合においては、筆頭著者の所属先が大学の当該講座等であっても、論文の数の算定対象に含めるものであること(筆頭著者が当該特定機能病院に所属している場合に限る)。
- 3 「発表者の所属」については、論文に記載されている所属先をすべて記載すること。
- 4 「雑誌名」欄には、「雑誌名」「巻数・号数」「該当ページ」「出版年」について記載すること。
- 5 平成二十六年度中の業務報告において当該実績が七十件未満の場合には、平成二十六年度の改正前の基準による実績についても報告すること。

(2)高度の医療技術の開発及び評価を行うことの評価対象とならない論文(任意)

番号	発表者氏名	発表者の所属	題名	雑誌名
1				
2				
3				
4				
5				
～				

- (注) 1 当該医療機関に所属する医師等が申請の前年度に発表したもののうち、高度の医療技術の開発および評価に資するものと判断される主なものを記入すること。
- 2 「発表者の所属」については、論文に記載されている所属先をすべて記載すること。
- 3 「雑誌名」欄には、「雑誌名」「巻数・号数」「該当ページ」「出版年」について記載すること。

(様式第 3)

高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有することを証する書類

3 高度の医療技術の開発及び評価の実施体制

(1) 倫理審査委員会の開催状況

① 倫理審査委員会の設置状況	有・無
② 倫理審査委員会の手順書の整備状況	有・無
・ 手順書の主な内容	
③ 倫理審査委員会の開催状況	年 回

(注) 1 倫理審査委員会については、「臨床研究に関する倫理指針」に定める構成である場合に「有」に○印を付けること。

2 「③倫理審査委員会の開催状況」に係る報告については、平成二十六年中の業務報告において開催実績が無い場合には、平成二十六年四月以降の実績を報告しても差し支えないこと（その場合には、その旨を明らかにすること）。

(2) 利益相反を管理するための措置

① 利益相反を審査し、適当な管理措置について検討するための委員会の設置状況	有・無
② 利益相反の管理に関する規定の整備状況	有・無
・ 規定の主な内容	
③ 利益相反を審査し、適当な管理措置について検討するための委員会の開催状況	年 回

(注) 「③利益相反を審査し、適当な管理措置について検討するための委員会の開催状況」に係る報告については、平成二十六年中の業務報告において開催実績が無い場合には、平成二十六年四月以降の実績を報告しても差し支えないこと（その場合には、その旨を明らかにすること）。

(3) 臨床研究の倫理に関する講習等の実施

① 臨床研究の倫理に関する講習等の実施状況	年 回
・ 研修の主な内容	

(注) 「①臨床研究の倫理に関する講習等の実施状況」に係る報告については、平成二十六年中の業務報告において実施実績が無い場合には、平成二十六年四月以降の実績を報告しても差し支えないこと（その場合には、その旨を明らかにすること）。

(様式第 4)

高度の医療に関する研修を行わせる能力を有することを証する書類

1 研修の内容

2 研修の実績

研修医の人数	人
--------	---

(注) 前年度の研修医の実績を記入すること。

3 研修統括者

[illegible]

(注) 1 医療法施行規則第六条の四第一項又は第四項の規定により、標榜を行うこととされている診療科については、必ず記載すること。

(注) 2 内科について、サブスペシャルティ領域ごとに研修統括者を配置している場合には、すべてのサブスペシャルティ領域について研修統括者を記載すること。

(注) 3 外科について、サブスペシャルティ領域ごとに研修統括者を配置している場合には、すべてのサブスペシャルティ領域について研修統括者を記載すること。

(様式第 4)

高度の医療に関する研修を行わせる能力を有することを証する書類

4 医師、歯科医師以外の医療従事者等に対する研修

① 医師、歯科医師以外の医療従事者に対する研修の実施状況（任意）
・研修の主な内容 ・研修の期間・実施回数 ・研修の参加人数
② 業務の管理に関する研修の実施状況（任意）
・研修の主な内容 ・研修の期間・実施回数 ・研修の参加人数
③ 他の医療機関に所属する医療関係職種に対する研修の実施状況
・研修の主な内容 ・研修の期間・実施回数 ・研修の参加人数

(注) 1 高度の医療に関する研修について記載すること。

(注) 2 「③他の医療機関に所属する医療関係職種に対する研修の実施状況」については、医療法施行規則第六条の四第四項の規定に基づき、がん、循環器疾患等の疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院についてのみ記載すること。また、日本全国の医療機関に勤務する医療従事者を対象として実施した専門的な研修を記載すること。なお、平成二十六年度中の業務報告においては、平成二十六年四月以降の実績（計画）を報告しても差し支えないこと（その場合には、その旨を明らかにすること）。

(様式第 5)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法に関する書類

計画・現状の別	1. 計画	2. 現状
管理責任者氏名		
管理担当者氏名		

		保 管 場 所	管 理 方 法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書			
病院の管理及び運営に関する諸記録	従業者数を明らかにする帳簿		
	高度の医療の提供の実績		
	高度の医療技術の開発及び評価の実績		
	高度の医療の研修の実績		
	閲覧実績		
	紹介患者に対する医療提供の実績		
	入院患者数、外来患者及び調剤の数を明らかにする帳簿		
	第規一則号第一に掲げる十の二の第一項各号の状況及び第九条の二十第一項	医療に係る安全管理のための指針の整備状況	
		医療に係る安全管理のための委員会の開催状況	
		医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況	
		医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の状況	
		専任の医療に係る安全管理を行う者の配置状況	
		専任の院内感染対策を行う者の配置状況	
		医療に係る安全管理を行う部門の設置状況	
		当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制の確保状況	

		保 管 場 所	管 理 方 法
病院の管理及び運営に関する諸記録	規則 第一 条の 十一 第一 項各 号及 び第 九条 の二 十三 第一 項第 一号 に掲 げる 体制 の確 保の 状況	院内感染のための指針の策定状況	
		院内感染対策のための委員会の開催状況	
		従業者に対する院内感染対策のための研修の実施状況	
		感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の実施状況	
		医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置状況	
		従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施状況	
		医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施状況	
		医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
		医療機器の安全使用のための責任者の配置状況	
		従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施状況	
		医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の実施状況	
		医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	

(注)「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。また、診療録を病院外に持ち出す際に係る取扱いについても記載すること。

(様式第 6)

病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

○病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法

計画・現状の別	1. 計画	2. 現状
閲覧責任者氏名		
閲覧担当者氏名		
閲覧の求めに応じる場所		
閲覧の手続の概要		

(注)既に医療法施行規則第 9 条の 20 第 5 号の規定に合致する方法により記録を閲覧させている病院は現状について、その他の病院は計画について記載することとし、「計画・現状の別」欄の該当する番号に○印を付けること。

○病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧の実績

前年度の総閲覧件数		延	件
閲覧者別	医師	延	件
	歯科医師	延	件
	国	延	件
	地方公共団体	延	件

(注)特定機能病院の名称の承認申請の場合には、必ずしも記入する必要はないこと。

(様式第 6)

規則第 1 条の 1 1 第 1 項各号及び第 9 条の 2 3 第 1 項第 1 号に掲げる体制の確保の状況

① 医療に係る安全管理のための指針の整備状況	有・無
・ 指針の主な内容：	
② 医療に係る安全管理のための委員会の開催状況	年 回
・ 活動の主な内容：	
③ 医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況	年 回
・ 研修の主な内容：	
④ 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の状況	
・ 医療機関内における事故報告等の整備（有・無） ・ その他の改善のための方策の主な内容：	
⑤ 専任の医療に係る安全管理を行う者の配置状況	有（ 名）・無
⑥ 専任の院内感染対策を行う者の配置状況	有（ 名）・無
⑦ 医療に係る安全管理を行う部門の設置状況	有・無
・ 所属職員： 専任（ ）名 兼任（ ）名 ・ 活動の主な内容：	
⑧ 当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制の確保状況	有・無

(様式第 6)

院内感染対策のための体制の確保に係る措置

① 院内感染対策のための指針の策定状況	有・無
・ 指針の主な内容：	
② 院内感染対策のための委員会の開催状況	年 回
・ 活動の主な内容：	
③ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施状況	年 回
・ 研修の主な内容：	
④ 感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の状況	
・ 病院における発生状況の報告等の整備 (有・無)	
・ その他の改善のための方策の主な内容：	

(様式第 6)

医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置状況	有・無
② 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施状況	年 回
研修の主な内容：	
③ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施状況	
- 手順書の作成 (有・無) - 業務の主な内容：	
④ 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
- 医薬品に係る情報の収集の整備 (有・無) - その他の改善のための方策の主な内容：	

(様式第 6)

医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医療機器の安全使用のための責任者の配置状況	有・無
② 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施状況	年 回
・ 研修の主な内容：	
③ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の実施状況	
・ 計画の策定 (有・無) ・ 保守点検の主な内容：	
④ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
・ 医療機器に係る情報の収集の整備 (有・無) ・ その他の改善のための方策の主な内容：	

(様式第 7)

専門性の高い対応を行う上での取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要	

3 複数の診療科が連携して対応に当たる体制

① 複数の診療科が連携して対応に当たる体制の有無	有・無
・複数の診療科が連携して対応に当たる体制の概要	

(様式第 8)

番 号
平成 年 月 日

殿

(印)

〇〇病院の紹介率及び逆紹介率の向上に関する年次計画について

標記について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 20 第 6 号ロ及び第 7 号ロの規定に基づき、次のとおり提出します。

記

1 紹介率及び逆紹介率の前年度の平均値

算 定 期 間		平成 年 月 日～平成 年 月 日	
紹 介 率		逆 紹 介 率	
. %		. %	
算 出 根 拠	A：紹 介 患 者 の 数	人	
	B：他の病院又は診療所に紹介した患者の数	人	
	C：救急用自動車によって搬入された患者の数	人	
	D：初 診 の 患 者 の 数	人	

(注) 1 「紹介率」欄は、A、Cの和をDで除した数に100を乗じて小数点以下第1位まで記入すること。

2 「逆紹介率」欄は、BをDで除した数に100を乗じて小数点以下第1位まで記入すること。

3 A、B、C、Dは、それぞれの前年度の延数を記入すること。

2 紹介率及び逆紹介率向上のための基本方針と向上のための具体的な予定措置



(注)「紹介率」又は「逆紹介率」のうち、承認要件を満たしていないものについてのみ記載すること。

3 年次計画

(1) 紹介率

計 画 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
年次目標紹介率	第1年度（平成 年度）		・	%
	第2年度（平成 年度）		・	%
	第3年度（平成 年度）		・	%
	第4年度（平成 年度）		・	%
	第5年度（平成 年度）		・	%

(注)「紹介率」が、承認基準を満たしていない場合についてのみ記載すること。

(2) 逆紹介率

計 画 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
年次目標紹介率	第1年度（平成 年度）		・	%
	第2年度（平成 年度）		・	%
	第3年度（平成 年度）		・	%
	第4年度（平成 年度）		・	%
	第5年度（平成 年度）		・	%

(注) 逆紹介率が、承認要件を満たしていない場合についてのみ記載すること。

(様式第 8)

番
平成 年 月 日

厚生労働大臣

殿

開設者名

(印)

〇〇病院の標榜する診療科の整備に関する計画について

標記について、次のとおり提出します。

記

1 診療科名

1-1 標榜する診療科の区分

- | |
|--|
| 1 医療法施行規則第六条の四第一項の規定に基づき、十六診療科すべてを標榜 |
| 2 医療法施行規則第六条の四第四項の規定に基づき、がん、循環器疾患等の疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院として十以上の診療科名を標榜 |

(注) 上記のいずれかを選択し、番号に○を付けること。

1-2 標榜している診療科名

(1) 内科

内科							有 ・ 無
内科と組み合わせた診療科名等							
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
診療実績							

(注) 1 「内科」欄及び「内科と組み合わせた診療科名等」欄については、標榜している診療科名について記入すること。

(注) 2 「リウマチ科」及び「アレルギー科」についても、「内科と組み合わせた診療科等」欄に記入すること。

(注) 3 「診療実績」欄については、医療法施行規則第六条の四第三項の規定により、他の診療科で医療を提供している場合に記入すること。

(2) 外科

外科							有 ・ 無
外科と組み合わせた診療科名							
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
診療実績							

(注) 1 「外科」欄及び「外科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名につ

(注) 2 「診療実績」欄については、医療法施行規則第六条の四第三項の規定により、他の診療科で医療を提供している場合に記入すること。

1精神科	2小兒科	3整形外科	4腦神經外科	5皮膚科	6泌尿器科	7產婦人科
8產科	9婦人科	10眼科	11耳鼻咽喉科	12放射線科	13放射線診斷科	
14放射線治療科	15麻醉科	16救急科				

歯科					有 ・ 無	
歯科と組み合わせた診療科名						
1	2	3	4	5	6	7
歯科の診療体制						

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21

1. The first step in the process is to identify the problem or issue that needs to be addressed. This involves gathering information and understanding the context of the problem.

2. Once the problem is identified, the next step is to define the objectives and goals of the project. This helps to clarify what needs to be achieved and provides a clear direction for the team.

3. The third step is to develop a plan or strategy to address the problem. This involves breaking down the problem into smaller, manageable tasks and determining the resources needed to complete each task.

4. The fourth step is to implement the plan. This involves putting the strategy into action and monitoring progress to ensure that the project is on track.

5. The final step is to evaluate the results of the project. This involves assessing the outcomes against the objectives and goals and identifying any areas for improvement.

(様式第 8)

番
平成 年 月 日
号

厚生労働大臣

殿

開設者名

(印)

〇〇病院の専門の医師の配置に関する計画について

標記について、次のとおり提出します。

記

1 専門性に関する資格を有する医師数

(平成 年 月 日現在)

専門医名	人 数	専門医名	人 数
総合内科専門医	人	眼科専門医	人
外科専門医	人	耳鼻咽喉科専門医	人
精神科専門医	人	放射線科専門医	人
小児科専門医	人	脳神経外科専門医	人
皮膚科専門医	人	整形外科専門医	人
泌尿器科専門医	人	麻酔科専門医	人
産婦人科専門医	人	救急科専門医	人
		合 計	人

(注) 人数には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下1位を切り捨て、整数で算出して記入すること。

2 専門の医師の必要数

専門性に関する資格を有する医師の必要数

人

(注) 医療法施行規則第二十二條の二第一号の規定による医師の配置基準数の半数を記入すること。

3 専門の医師を配置するための予定措置

--

(様式第 8)

番
平成 年 月 号
日

厚生労働大臣

殿

開設者名 (印)

〇〇病院の論文発表等の向上に関する計画について

標記について、次のとおり提出します。

記

1 論文発表等の実績

英語による発表論文数	件
------------	---

(注) 1 当該特定機能病院に所属する医師等が申請の前年度に発表した英語論文のうち、高度の医療技術の開発および評価に資すると判断されるものの数を記入すること。

(注) 2 対象とするのは、筆頭著者の所属先が当該特定機能病院である論文であり、査読のある学術雑誌に掲載されたものに限るものであること。ただし、実態上、当該特定機能病院を附属している大学の講座等と当該特定機能病院の診療科が同一の組織として活動を行っている場合においては、筆頭著者の所属先が大学の当該講座等であっても、論文の数の算定対象に含めるものであること（筆頭著者が当該特定機能病院に所属している場合に限る）。

2 論文発表等を向上するための具体的な予定措置

--

(様式第 9)

番
平成 年 月 日

厚生労働大臣

殿

開設者名

(印)

〇〇病院に関する変更について

標記について、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 4 条の 3 の規定に基づき、以下のとおり変更があったので届け出ます。

名 称
変更があった事項及びその内容

- (注) 1 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2 開設者名の記入箇所及び「名称」欄には、変更があった場合は、変更後のものを記入すること。
3 「変更があった事項及びその内容」欄には、変更があった事項を明らかにした上で、その事項についての変更のみを、変更前と変更後の内容を区別して下記により記入すること。

- ① 開設者の氏名及び名称の変更については、変更前のもののみを記載することとしても差支えない。
② 診療科名の変更の場合は、医療法施行規則第 6 条の 4 に掲げる診療科名をそれ以外の診療科名よりも先に記入し、削除又は追加された診療科名に下線を付すこと。
③ 集中治療室、無菌病室等又は医薬品情報管理室の構造設備の変更については、承認申請書に記載することとされている事項に係る変更のみを変更前と変更後のそれぞれを区別して記入すること。なお、集中治療室、無菌病室等又は医薬品情報管理室を有しなくなった場合にはその旨を記載し、固定式の無菌病室や専用の医薬品情報管理室を新たに設けたなどの場合には承認申請書に記載することとされているものと同じ事項について記入すること。

(記載例：50 床増床し、集中治療室にペースメーカーを導入した場合)

病床数

変更前：550 床

変更後：600 床

集中治療室に備える機器

変更前：人口呼吸装置、心電計、心細動除去装置

変更後：人口呼吸装置、心電計、心細動除去装置、ペースメーカー

(様式第 10)

厚生労働大臣

殿

番
平成 年 月 日

開設者名 (印)

〇〇病院の業務に関する報告について

標記について、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 12 条の 3 第の規定に基づき、平成 年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住 所	〒
氏 名	

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名 称

--

3 所在の場所

〒	電話()	—
---	-------	---

4 診療科名

4-1 標榜する診療科名の区分

1 医療法施行規則第六条の四第一項の規定に基づき、十六診療科名すべてを標榜
2 医療法施行規則第六条の四第四項の規定に基づき、がん、循環器疾患等の疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院として、十以上の診療科名を標榜

(注) 上記のいずれかを選択し、番号に○印を付けること。

4-2 標榜している診療科名

(1) 内科

内科	有 ・ 無					
内科と組み合わせた診療科名等						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
診療実績						

(注) 1 「内科」欄及び「内科と組み合わせた診療科名等」欄については、標榜している診療科名について記入すること。

(注) 2 「リウマチ科」及び「アレルギー科」についても、「内科と組み合わせた診療科等」欄に記入すること。

(注) 3 「診療実績」欄については、医療法施行規則第六条の四第三項の規定により、他の診療科で医療を提供している場合に記入すること。

(2) 外科

外科							有 ・ 無
外科と組み合わせた診療科名							
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
診療実績							

(注) 1 「外科」欄及び「外科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名について記入すること。

(注) 2 「診療実績」欄については、医療法施行規則第六条の四第三項の規定により、他の診療科で医療を提供している場合に記入すること。

(3) その他の標榜していることが求められる診療科名

1精神科	2小児科	3整形外科	4脳神経外科	5皮膚科	6泌尿器科	7産婦人科
8産科	9婦人科	10眼科	11耳鼻咽喉科	12放射線科	13放射線診断科	
14放射線治療科	15麻酔科	16救急科				

(注) 標榜している診療科名の番号に○印を付けること。

(4) 歯科

歯科							有 ・ 無
歯科と組み合わせた診療科名							
1	2	3	4	5	6	7	
歯科の診療体制							

(注) 1 「歯科」欄及び「歯科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名について記入すること。

(注) 2 「歯科の診療体制」欄については、医療法施行規則第六条の四第五項の規定により、標榜している診療科名として「歯科」を含まない病院については記入すること。

(5) (1)～(4)以外でその他に標榜している診療科名

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21

(注) 標榜している診療科名について記入すること。

5 病床数

精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	合 計
床	床	床	床	床	床

6 医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、管理栄養士その他の従業者の員数

(平成 年 月 日現在)

職 種	常 勤	非常勤	合 計	職 種	員 数	職 種	員 数
医 師	人	人	人	看 護 補 助 者	人	診療エックス線技師	人
歯 科 医 師	人	人	人	理 学 療 法 士	人	臨床検査技師	人
薬 剤 師	人	人	人	作 業 療 法 士	人	衛生検査技師	人
保 健 師	人	人	人	視 能 訓 練 士	人	そ の 他	人
助 産 師	人	人	人	義 肢 装 具 士	人	あん摩マッサージ指圧師	人
看 護 師	人	人	人	臨床工学技師	人	医療社会事業従事者	人
准 看 護 師	人	人	人	栄 養 士	人	その他の技術員	人
歯科衛生士	人	人	人	歯 科 技 工 士	人	事 務 職 員	人
管理栄養士	人	人	人	診療放射線技師	人	その他の職員	人

- (注) 1 申請前半年以内のある月の初めの日における員数を記入すること。
 2 栄養士の員数には、管理栄養士の員数は含めないで記入すること。
 3 「合計」欄には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下2位を切り捨て、小数点以下1位まで算出して記入すること。それ以外の欄には、それぞれの員数の単純合計員数を記入すること。

7 専門の医師数

(平成 年 月 日現在)

専門医名	人 数	専門医名	人 数
総合内科専門医	人	眼 科 専 門 医	人
外 科 専 門 医	人	耳鼻咽喉科専門医	人
精 神 科 専 門 医	人	放射線科専門医	人
小 児 科 専 門 医	人	脳神経外科専門医	人
皮 膚 科 専 門 医	人	整形外科専門医	人
泌尿器科専門医	人	麻 酔 科 専 門 医	人
産婦人科専門医	人	救 急 科 専 門 医	人
		合 計	人

- (注) 人数には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下1位を切り捨て、整数で算出して記入すること。

8 前年度の平均の入院患者、外来患者及び調剤の数

歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の前年度の平均の入院患者及び外来患者の数

	歯 科 等 以 外	歯 科 等	合 計
1日当たり平均入院患者数	人	人	人
1日当たり平均外来患者数	人	人	人
1日当たり平均調剤数			剤
必要医師数			人
必要歯科医師数			人
必要薬剤師数			人
必要(准)看護師数			人

- (注) 1 「歯科等」欄には、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を受診した患者数を、「歯科等以外」欄にはそれ以外の診療料を受診した患者数を記入すること。
 2 入院患者数は、年間の各科別の入院患者延数(毎日の24時現在の在院患者数の合計)を暦日で除した数を記入すること。
 3 外来患者数は、年間の各科別の外来患者延数をそれぞれ病院の年間の実外来診療日数で除し

た数を記入すること。

4 調剤数は、年間の入院及び外来別の調剤延数をそれぞれ暦日及び実外来診療日数で除した数を記入すること。

5 必要医師数、必要歯科医師数、必要薬剤師数及び必要（准）看護師数については、医療法施行規則第二十二條の二の算定式に基づき算出すること。

9 施設の構造設備

施設名	床面積	主要構造	設備概要			
集中治療室	m ²		病床数	床	心電計	有・無
			人工呼吸装置	有・無	心細動除去装置	有・無
			その他の救急蘇生装置	有・無	ペースメーカー	有・無
無菌病室等	[固定式の場合] 床面積 m ² [移動式の場合] 台数 台		病床数 床			
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床積 m ² [共用室の場合] 共用する室名					
化学検査室	m ²		(主な設備)			
細菌検査室	m ²		(主な設備)			
病理検査室	m ²		(主な設備)			
病理解剖室	m ²		(主な設備)			
研究室	m ²		(主な設備)			
講義室	m ²		室数	室	収容定員	人
図書室	m ²		室数	室	蔵書数	冊程度

(注) 1 主要構造には、鉄筋コンクリート、簡易耐火、木造等の別を記入すること。

2 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器を記入すること。

10 紹介率及び逆紹介率の前年度の平均値

算定期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日	
紹介率		逆紹介率	%
算出根拠	A: 紹介患者の数		人
	B: 他の病院又は診療所に紹介した患者の数		人
	C: 救急用自動車によって搬入された患者の数		人
	D: 初診の患者の数		人

(注) 1 「紹介率」欄は、A、Cの和をDで除した数に100を乗じて小数点以下第1位まで記入すること。

2 「逆紹介率」欄は、BをDで除した数に100を乗じて小数点以下第1位まで記入すること。

3 A、B、C、Dは、それぞれの前年度の延数を記入すること。